

《 1 2 分野の提案》

高齢者福祉

将来像

高齢者福祉分野の将来の生活像は、

『心もからだも元気に暮らせるまち』としました。

現在、板橋区における人口は約52万人、65歳以上の高齢人口は9万2000人であり、20年後には人口が変わらないものとしても、高齢人口が約15万人になります。これに対し税金を納める生産人口は現在の約36万人から30万人に減少することが予想されています。

このままの状態では20年後を迎えるわけにはいきません。

課題

そこで、ここでは6項目の課題を提示し、これに対する必要な取組みについて整理しています。

- 1 心もからだも元気な高齢者の課題

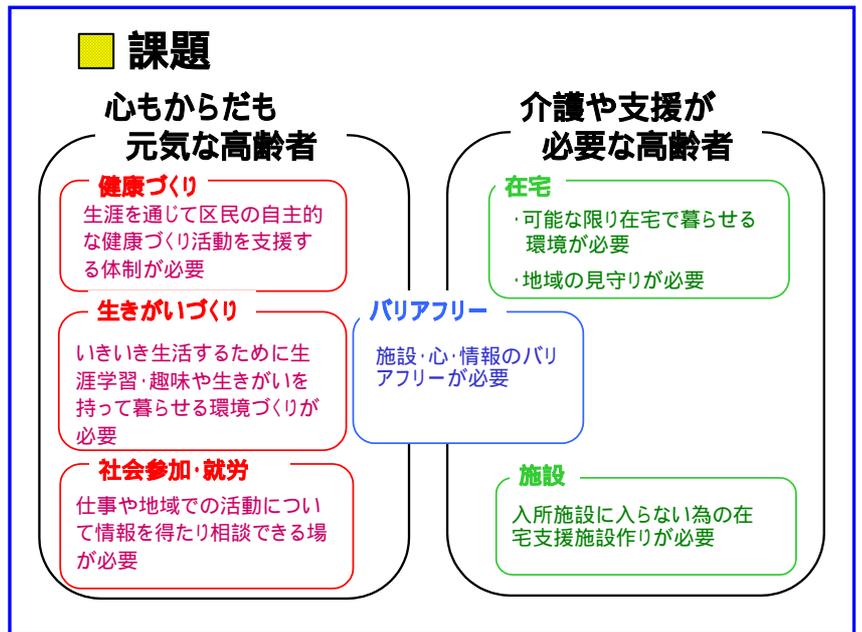
健康寿命という言葉がありますが、これは心も体も元気でいられる状態をいいます。この健康寿命を延ばしていくには、次のような視点が必要となります。

健康づくり

区民の自主的な健康づくり・体力増進を呼びかけ、支援することが必要です。

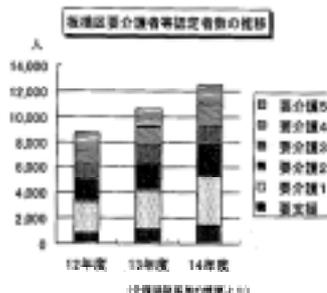
生きがいづくり

高齢になっても生き生き楽しく、毎日気持ちにハリを持って暮らせる環境が必要であり、生涯学習や趣味の時間を楽しめる場が必要となります。



健康づくり

生涯を通じて区民の自主的な健康づくり活動を支援する体制が必要



生きがいづくり

いきいき生活するために生涯学習・趣味や生きがいを持って暮らせる環境づくりが必要



社会参加・就労

若者のひきこもりが社会問題化されていますが、高齢者のひきこもりのほうが実はもっと深刻であると考えられます。

仕事や地域活動についての情報を得たり、相談できる場が必要です。

特に定年後の男性を、地域活動への参加を促進することが必要です。そのためには、地域のリーダーシップが取れる人材の育成や、有償スタッフの活用による参加の促進も必要です。

- 2 バリアフリーの課題

板橋区の人口約 51 万に対し、世帯数は 25 万世帯で、一世帯あたり約 2 人となっています。

このことは、核家族化が進み、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が多くなっていることを示しています。

ハードの面だけを取り上げて高齢者、障害者が人の手助けなしに自由に外出するためには、施設面での充実が必要です。

車椅子利用者や高齢者が移動しやすいように、歩道の段差を解消するなど、ハード面での対応も必要ですが、同時に、心のバリアフリー、情報のバリアフリーを進めることも重要です。

- 3 介護や支援が必要な高齢者の課題

介護や支援が必要な高齢者の課題は、健康寿命と平均寿命との間で、安心した生活ができることです。住み慣れた我が家で、将来をまっとうできる環境が求められています。

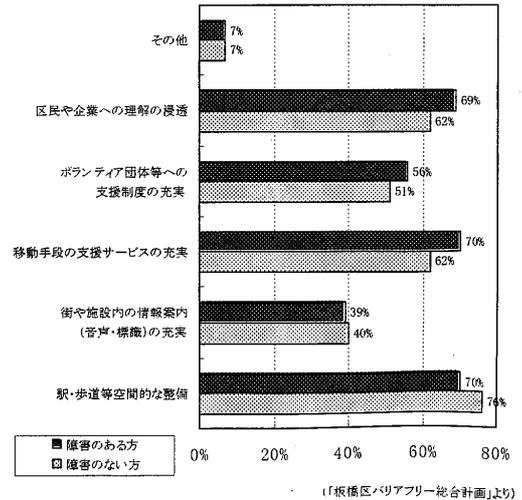
在宅

無理なく在宅で、介護や支援が受けられることが必要です。それには、介護者に対する支援も必要です。右図は板橋区内における、現在の在宅支援ネットワークの図です。

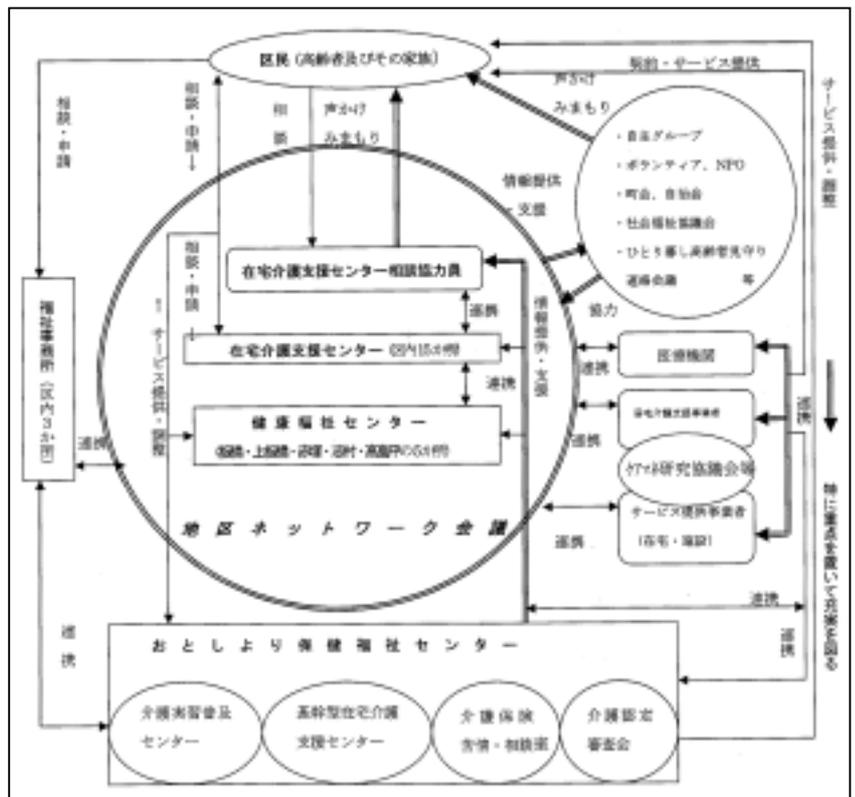
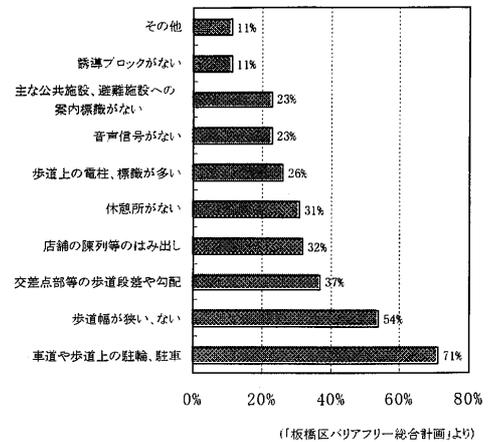
施設

在宅での生活が困難な場合の入所施設としては、特別養護老人ホームや老人保健施設などがあり、板橋には約 1500 人の定員があります。

バリアフリー化に必要と思う取り組み



外出時に移動上支障となること



特別養老人ホームの入所は今まで申し込み順になっていたため、入所の必要性の高い方が入ることができないという課題がありました。しかし、昨年から国の施設運営基準が改正されたことにより、入所の必要性の高い方から優先的に入所できることになり、10～20年後には、入所者の入れかわりが完了すると考えられます。

こうした施設に入らないための介護リハビリ、デイサービスなどの施設づくりも重要です。

施設は、つくればつくるほど、保険料の負担も高くなるため、どこまで整備すべきかを見極めることが重要だと考えます。

提言

個々の課題に対応した提言をまとめると、

- 「わくわく作戦」 (心もからだも元気な高齢者)
- 「すいすい作戦」 (バリアフリー -)
- 「ささえあい作戦」「やすらぎ作戦」 (介護や支援が必要な高齢者)

を進める必要があると考えます。

- 1 わくわく作戦

配食サービス

一つ目の提案は、最近、テレビでも取り上げられることが多い、会食と配食サービスです。高齢者が集まって会食する場を作ること、また、元気な高齢者がボランティアで食事を作り、配食サービスを行うことなどが考えられます。

板橋区では今年度から配食サービスを見直されていますが、配食サービスは栄養の面で健康づくりに関連があり、交流の面で生きがいづくりにも関連があり、社会参加そのものでもあり、しかも、在宅で暮らしている高齢者の地域の支えにもなります。

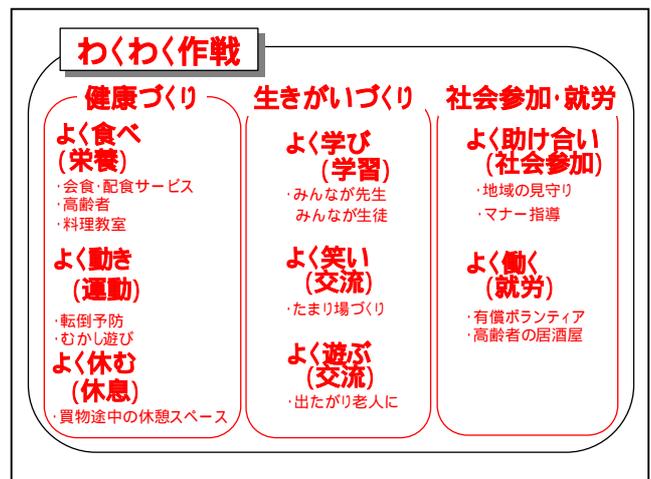
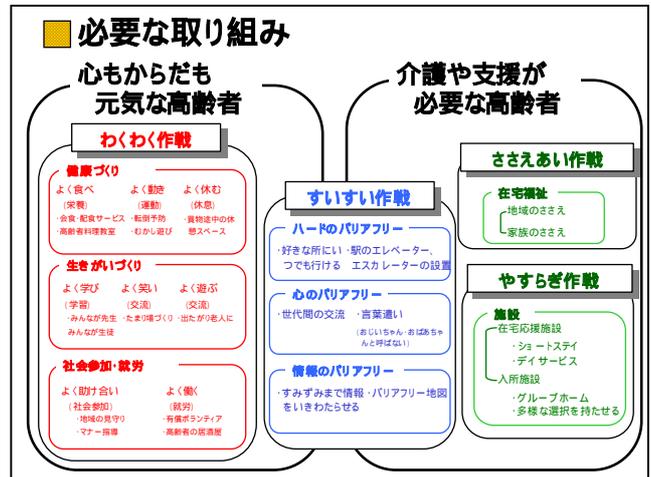
たまり場

二つ目は、商店街の空き店舗を利用して、ぶらっと寄れる開放的な休憩スペース、たまり場を作ることです。買い物の途中に立ち寄って喉を潤したり、体を休めたりすることができるほか、多くの人との交流や情報提供、情報交換の場としても有効に活用できます。また、商店街の活性化にも繋がると考えられます。

60歳の成人式

定年を迎えた人が地域活動に参加するきっかけとして、60歳の成人式を行うことも有効と考えます。地域に暮らす人たちの顔合わせの場として、また地域活動に参加する意識づけの効果もあると考えます。

このように元気な高齢の方々が積極的に活動できるようにすることによって、病気になるリスクも減少し、医療費削減等の効果も期待できると考えます。



- 2 すいすい作戦

移動・交通が不便であることが、引きこもりの高齢者を増やすことにもつながります。

10年後、20年後には、ハード面のバリアフリーが進み、好きなところに行きやすく、移動が便利に改善されていることが必要です。

心のバリアフリーでは、親しみを込めて高齢者に呼びかけるとき、「おじいちゃん」「おばあちゃん」という言葉を使うことがあります。高齢者を人生経験豊かな一個人として認めるという意味も込めて、しっかりと名前と呼ぶことも大事かもしれません。



- 3 ささえあい作戦・やすらぎ作戦

在宅

板橋区は高齢者福祉の充実した地域です。板橋区内における在宅ネットワークの図の中にも、在宅介護支援センター、福祉事務所、保健所、おとしより保健福祉センターなど、多くの在宅福祉機関があり、互いに連携、協力していることがわかります。

区民にとって、そして高齢者にとって、単純で分かりやすいことが一番であることを考えると、多くの機関による連携や協力体制よりも、在宅支援につ

いて責任を持って支援してもらえる1つの組織に任せられるような体制となることが望めます。

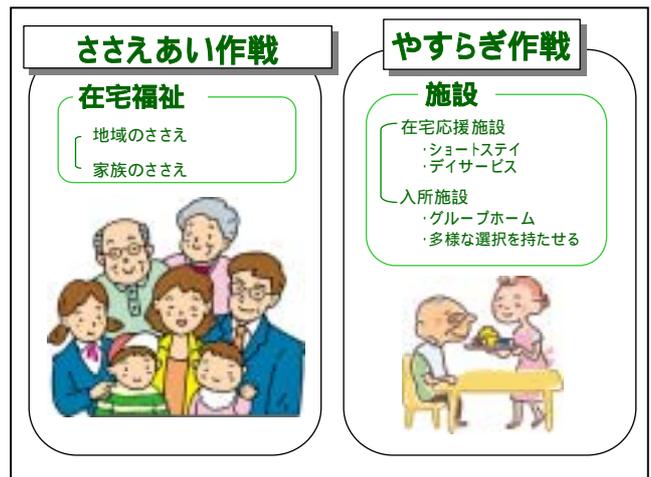
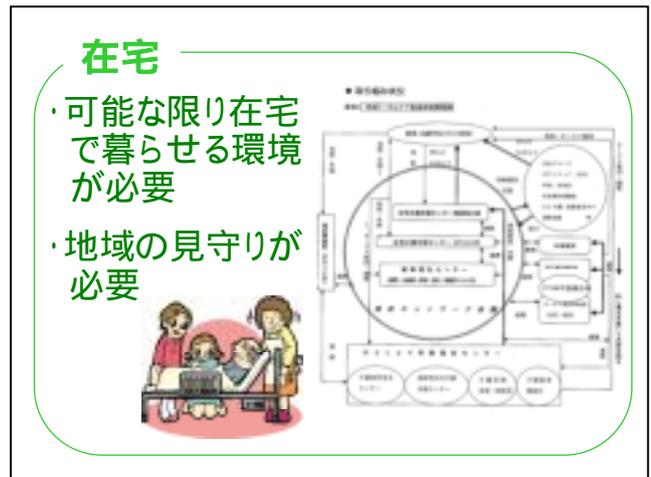
また、介護者が疲れすぎないようにするため、相談体制を充実したり、ご近所や同じ立場の仲間とぐちをこぼせる仕組みも求められます。

施設

施設に関しては、完全介護の施設から、在宅介護を応援する介護リハビリ、デイサービス、ショートステイなどの施設、グループホームなど小規模の入所施設など様々な施設の充実を図り、多様な選択肢が用意されることが必要です。

- 4 まとめ

健康寿命を1日でも長く延ばし、いつまでも心も体も健康な高齢者でいられる社会、介護や支援が必要な高齢者を地域が支えられる社会、特に高齢者の85%以上を占める健康で元気な高齢者が自ら支援を必要としている高齢者を支えあう社会になることが望まれています。



障害者福祉

将来像

障害者福祉に関する将来像として、『豊かで安心して自立生活ができるまち』としました。

現状と課題

ノーマライゼーションへの道

生まれてくる赤ちゃんの1.3%は何らかの障害があります。驚かれる数字かと思いますが、事実統計上の数字です。また精神障害や不慮の事故などで人生の途中で障害を持つ方もいます。

身体障害、知的障害、精神障害、聴覚障害、視覚障害、内部障害など多様な障害の方がいます。そして、障害を重複して抱えている方もいます。

板橋には、19,000人の障害者が住んでいます。しかしこの数字に実感の伴わない方が多いのではないのでしょうか。

かつて障害者は社会から離され、人目につかないように生きることを余儀なくされていました。

現在では様々な場面で障害を持つ方を目にすることも多くなりましたが、だからといって社会の考え方が変わったわけではありません。社会とは離れた場所に障害者が生きていることも事実です。

たとえば障害者のための施設を作ろうとすると、反対運動が起こることがあります。心ない言葉の暴力にさらされた経験のある障害者も少なくありません。

そしてこうした偏見の目が当事者や親の心を痛めています。

本物の自立を求めて

平成15年度から支援費制度が始まり、障害者の自立支援という言葉が良く聴くようになりました。障害者の社会参加を進めようと一生懸命のように見えます。

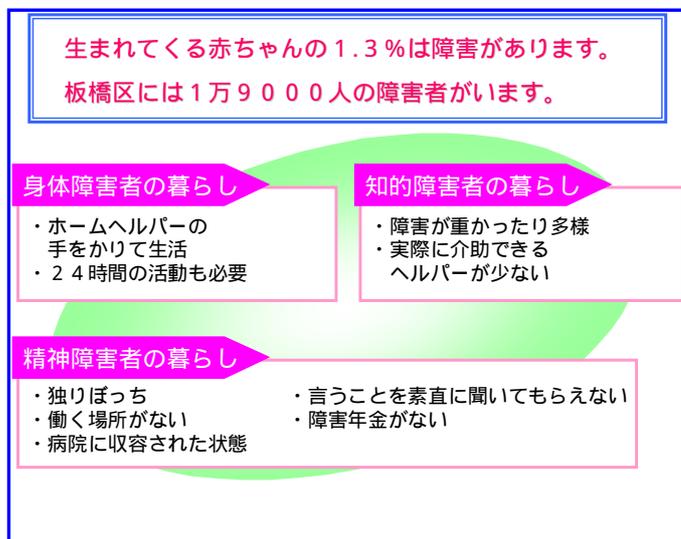
しかし障害者が望み考えている自立と、今社会が考えている障害者の自立には、その根本の考え方に少しばかり隔たりがあるように思えます。障害者の目から見ると、今進められている自立支援は、いまだ社会からすこし離れた場所に障害者の住居が作られており、社会と接点を広げる努力に過ぎないように思われます。

障害者が望む真の自立とは、社会の構成員として責任を果たしながら、人として尊厳が守られ、社会の中で必要な支援を受けながら障害のない人と同じように生きていくことです。

親亡き後ではなく、親あるうちに

好きな時間に外出できない障害者がいます。経済的な理由からサポートする人にたくさんお金を掛けられないからです。

好きなものが買えない障害者がいます。知的障害のためにお金を払ったりおつりをもらったりという



買い物のしくみが分からないからです。

今まではこういったことを障害者の親が手を貸し、解決させることが多かったのです。しかし自立とは、親掛かりがベースではないはずで

す。障害者を取り巻く人々が変わればどうでしょう。障害者に手を貸すことが特別なことではない社会。誰もが小さなボランティアを日々実践している社会。それがノーマライゼーションの考えではないでしょうか。

共生をキーワードに

板橋区はこれから障害者福祉に対して、行政が積極的に情報を発信し、また、制度を変えていき、ノーマライゼーションの理念にもとづき、「共生」をキーワードに障害者を取り巻く環境を整えていく必要があると考えます。

具体的な方策

1) 啓発

- ・ 障害を持っていない方々の障害者に対する認識が変われば、障害者も一人で外出することを恐れません。このことを踏まえ、障害を持たない方々への啓発（講演会・障害者とふれあう体験教室等）を積極的に行う必要があります。

2) 相談・情報提供・・・

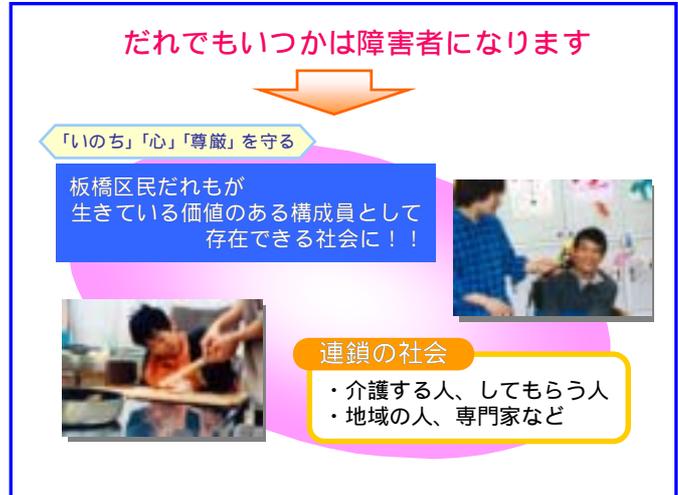
- ・ 既存の組織をふまえながら区内に情報提供の専門部署を作り、講演やセミナーなど、障害者・健常者双方に対して障害に対しての情報提供を行う必要があります。
- ・ カウンセラーの職務を充実し権限を確立することによって、幼稚園・保育園および福祉事務所と連携し、就学前児童の障害について親が受容しやすい環境を作る必要があります。
- ・ 障害者相談員の人選を見直し、より具体的かつ専門的なアドバイスができるようにする必要があります。また、障害者自身が相談員となる機会を増やすことも重要です。

3) 医療・・・

- ・ 中規模以上の病院に、障害者医療の専門医を一名以上おくように指導することが求められます。
- ・ 障害者医療はその対応が多岐にわたるため、医療科目をこえた医療従事者の連携を進め、障害に対しての知識の蓄積を進める必要があります。

4) 教育・・・

- ・ 障害者と健常者のふれあいを自然な形ですすめるために、特別支援教室(心障学級)を小・中学校全校に設置する必要があります。そして福祉教育に対しての指導強化が求められます。また、個別の支援計画に基づいた教育が重要です。
- ・ 障害児者教育には特別な知識と経験が必要なため、外部の人材を積極的に教育現場に取り込む必要があります。



- ・ 特別支援学校（盲・ろう・養護学校）に通う生徒が、居住地の学校で指導を受けられる体制作りが求められます。

5) 就労支援・・・

- ・ 障害者の就労の場を行政が積極的に作る必要があります。
- ・ 民間企業への障害者就労をすすめるために、条例の整備が求められます。
- ・ シルバー人材センターに障害者を登録して派遣する「(仮称)ハンディキャップ人材派遣センター」を併設し、障害者のための就労の場を増やすことも有効と考えます。
- ・ 雇用施策と連動させるため、福祉施設を再編し機能を強化する必要があります。
- ・ 障害者またはその親がジョブコーチとして従事する機会を作ることも重要と考えます。

6) 生活支援・・・

- ・ グループホームなどの生活の場、ホームヘルプサービス、ショートステイサービス、デイサービスの拡充のために、施設の整備と有効活用をすすめる必要があります。
- ・ ユニバーサルデザインの街づくりをより積極的にすすめることが大切です。
- ・ 移送サービスの自由化が求められます。
- ・ ボランティア行為の事故に対して、有効な補償制度を作る必要があります。
- ・ 介助犬・盲導犬の育成に、より積極的に取り組む必要があります。
- ・ 介助者の教育と支援の仕組みを作ることが求められます。
- ・ 有効な後見人制度の整備が必要です。
- ・ 自殺防止のための福祉サービスを必要としている人がいます。
- ・ 駅ボランティアなど、地域に根付いたボランティア拠点を創造する必要があります。

待ち望んで生まれてきた我が子に障害があることを受け入れるのに、親やその家族は苦勞し、苦しんでいます。又、真剣に将来の事を考えてもいます。人生の途中で障害を持った方も同様です。

障害者にとっても「豊かで安心して自立生活」をおくることができる、すばらしい基本構想になることを切望し、提案いたします。

健康なまちづくり・安心してかけられる医療

将来像

将来像として、「いつでも、どこでも、だれでも、健康でいきいき」を掲げます。

子どもから高齢者まで、障害を持つ人も、難病と闘っている人も、すべての区民が健康でいきいきと暮らせる板橋区となることを目指します。

そのために、まずは怪我・病気などを「予防」すること、とりわけそのための環境づくり(0次予防)、健康づくり(1次予防)に力を入れます。

しかし、人は誰でもいつかはケガをしたり病気にかかり、「医療」のお世話になります。そのときに安心してかけられるような医療のしくみを維持します。

現在の計画 ～「板橋区健康づくり21計画」～

板橋区では、平成14年度に「板橋区健康づくり21計画～健康でいきいきとした暮らしを目指して～」を策定し、区民へのPRを行っています。今後、体制の整備、計画の推進を行い、平成18年に中間評価、平成22年に最終評価を行う予定です。

この計画には目標値等が定められています。また、区民が自発的に健康づくりに取り組むことに、関係機関それぞれの役割において連携し、支援していくとなっています。

板橋区健康づくり21計画

(概要版)



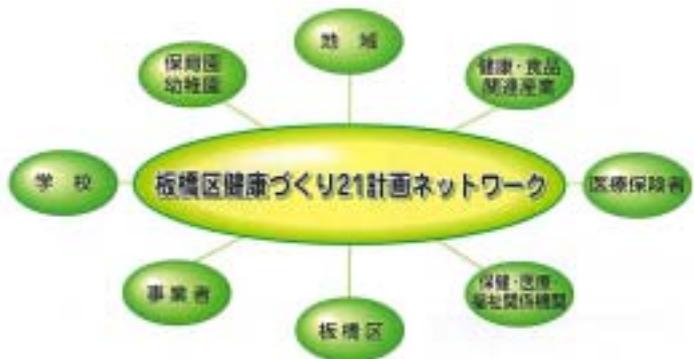
計画実施期間

平成14年度から22年度までの計画として実施します。



計画推進体制の整備

この計画を推進し、区民の「健康でいきいきとした暮らし」を実現するために、板橋区内の関係機関でネットワークをつくります。



課題 ～「板橋区健康づくり 21 計画」の実現～

「板橋区健康づくり 21 計画」を確認したところ、内容的にもよい計画であり、この計画の実現をぜひ目指すことが必要だと考えます。どのように「板橋区健康づくり 21 計画」を実現させるかが、大きな課題となります。

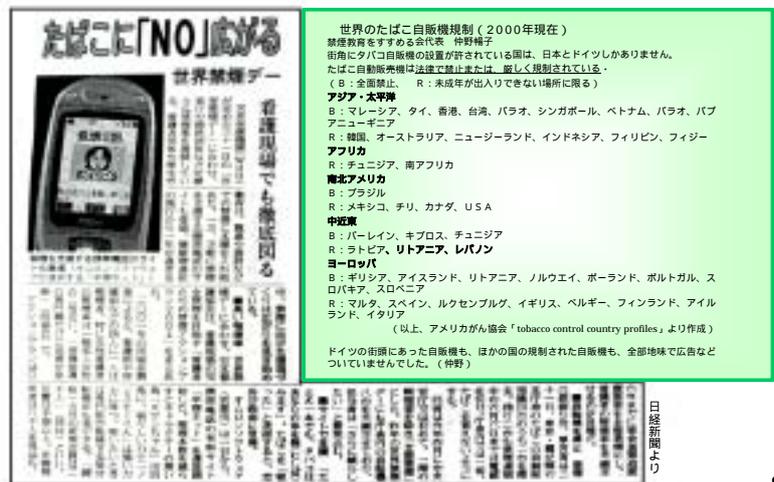
しかしながら、一方で、本計画において不足していると思う項目として、下記の項目を追加していく必要があると考えます。

- ・ 障害者、障害児の健康づくりについて
- ・ 難病への対策
- ・ 病弱児への対応
- ・ 受動喫煙、禁煙への対応強化

Topic: 受動喫煙・禁煙への対応強化

受動喫煙・禁煙への対応強化に関する情報として、「世界のタバコ自販機の規制状況」及び、先日行われた「世界禁煙デー」時における日本国内での対応を紹介している新聞記事を紹介いたします。

厚生労働省ではタバコ自販機の半数撤去などを始めています。



「板橋区健康づくり 21 計画」の実現に向けた取り組みについての提案

行政の体制づくり

健康なまちづくりの推進には、区民が自発的に取り組まなければならないことが前提となりますが、行政の体制も重要になります。

「板橋区健康づくり21計画」の中間評価は平成18年に行います。その際、実際の成果をもって評価すると決めれば、現段階で何をやらなければいけないかが明らかになります。

現在では、担当として保健サービス課だけが挙げられており、地域の拠点として健康福祉センターだけが挙げられています。しかしながら、実際にはもっと体育施設や学校が連携しなければならない問題であると考えます。

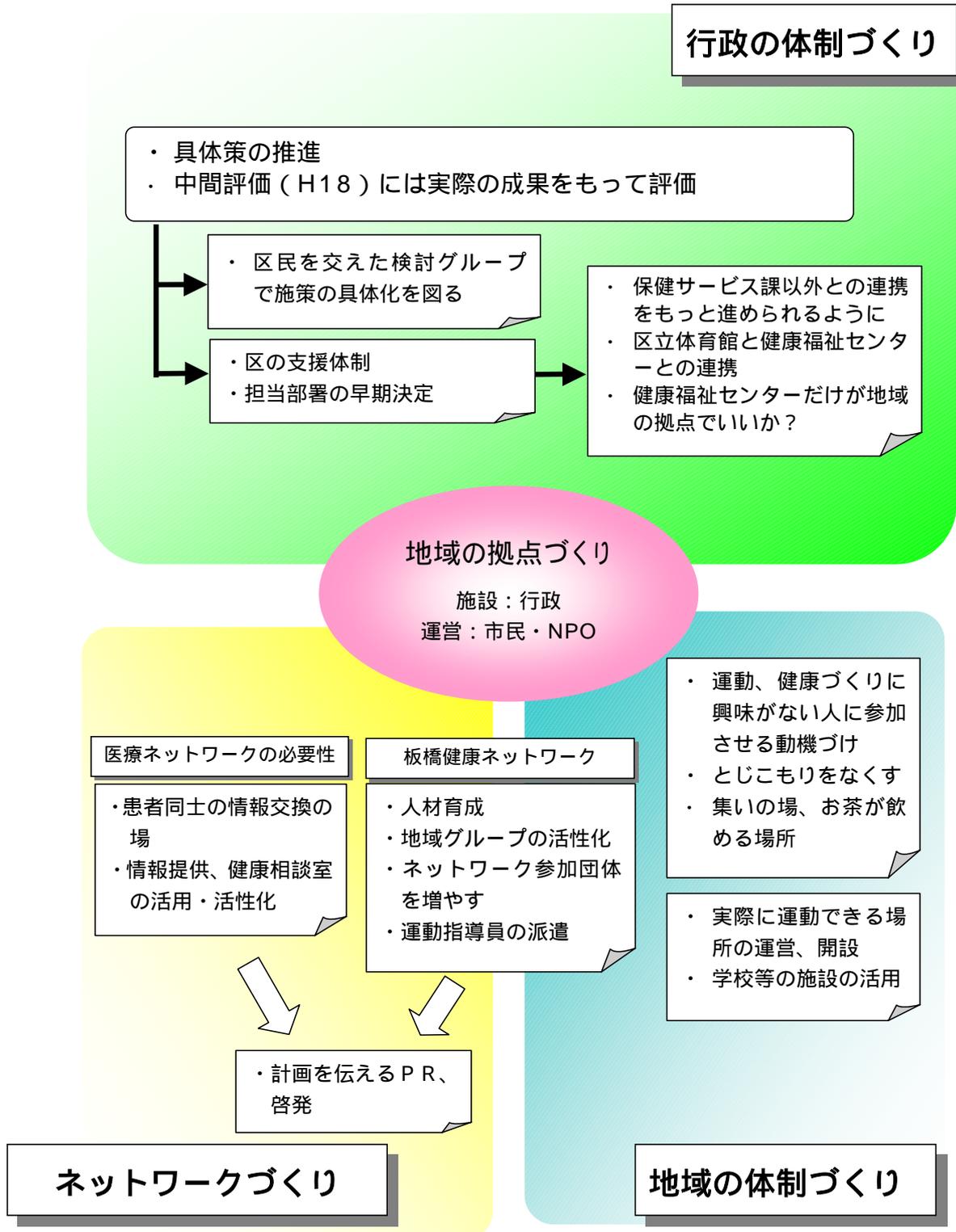
ネットワークづくり

板橋健康ネットワークは既にスタートしていますが、もっと参加団体を増やす必要があります。地域グループの活性化、団体グループの人材の育成が必要となります。また、医療ネットワークとして、既に活動しているグループもありますが、これらを区民に幅広く周知していくことが重要です。

地域の体制づくり

地域の体制づくりとして、実際に運動できる場所の開設と運営、また興味のない区民にも参加させる動機づけ、憩いの場所等を設ける必要があります。

以上の行政の体制づくり、ネットワークづくり、地域の体制づくりという3つがあいまって、協働で地域の拠点づくりができ、健康につながる運動を盛り上げていくことができます。



「板橋区健康づくり21計画」に不足していると思われる取り組みの提案

『タバコ、お酒』では、特に子供に無煙環境を整える、という重要な問題があります。それから、受動喫煙の防止なども重要です。

『予防医療』では、かかりつけ医院の一次予防への積極的関与などが挙げられます。

『運動』では、中高年向けのプログラムの充実、安全に水中ウォーキングができる施設の充実などがあります。

『食品等の安全性、栄養食生活』については、ファミリーレストランなども協力店とするなどの方法が考えられます。

『人材育成、参加機会の拡大』に関しては、若手のリーダーを発掘しなければなりません。また、他の行事、施設、活動との連携が必要だと考えます。例えば、普段から付き合いのあるネットワークなどとも連携することが必要だと考えます。そのために、集会等を休日開催することなども挙げられます。

<p>タバコ、お酒</p> <p>子どもに無煙環境を</p> <p>予防医療</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・タバコ（お酒）自販機の撤去 ・コンビニでの販売ルールの徹底 ・社会的な監視を高める ・苦情窓口の設置 ・禁煙外来、医師との連携の仕組み ・自販機屋外設置自粛条例 ・受動喫煙防止（禁煙・完全分煙） ・歩きタバコの禁止（全区） ・かかりつけ医の一次予防への積極的関与 ・定期健診の実施期間の延長 ・内臓脂肪のCT実測の推奨 ・乳がん検診におけるマンモグラフィーの導入 ・壮年期・中年期からの予防・取り組みを強調
<p>医療</p> <p>難病対策</p> <p>子供へのケア</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・誰もが健康に暮らせる条件づくりとしての医療の充実 ・難病への理解を広める取り組み ・難病相談、ネットワーク拡大 ・行政からの積極的な働きかけ（児童へのケア） ・スクールヘルパーの増加 ・学校敷地内禁煙
<p>運動</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中高年向けプログラム（ストレッチ、リズム体操、筋力トレーニング他）の充実 ・安全に水中ウォーキングができる施設の拡充 ・仲間・目的・興味をもって続けられる歩け歩きの奨励 ・道路、交通網のユニバーサルデザイン整備 ・障害者が施設を使いやすいように ・自転車道の拡大
<p>食品等の安全性 栄養食生活</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・洗剤等の安全性への配慮（学校で使うもの等） ・食品の安全性への配慮 ・ファミリーレストランなども協力店に ・飲食店の禁煙、完全分煙化 ・食育
<p>人材育成・ 参加機会の拡大</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・若手のリーダー発掘 ・他の行事、施策、活動との連携 ・発表の場づくり ・普段から付き合いのできるネットワークに（例）おやじの会との連携 ・集会等の休日の開催

まとめ ～「板橋区健康づくり21計画」の実現に向けて～

「いつでも、どこでも、だれでも、健康でいきいき」という将来像を実現するために、まず、

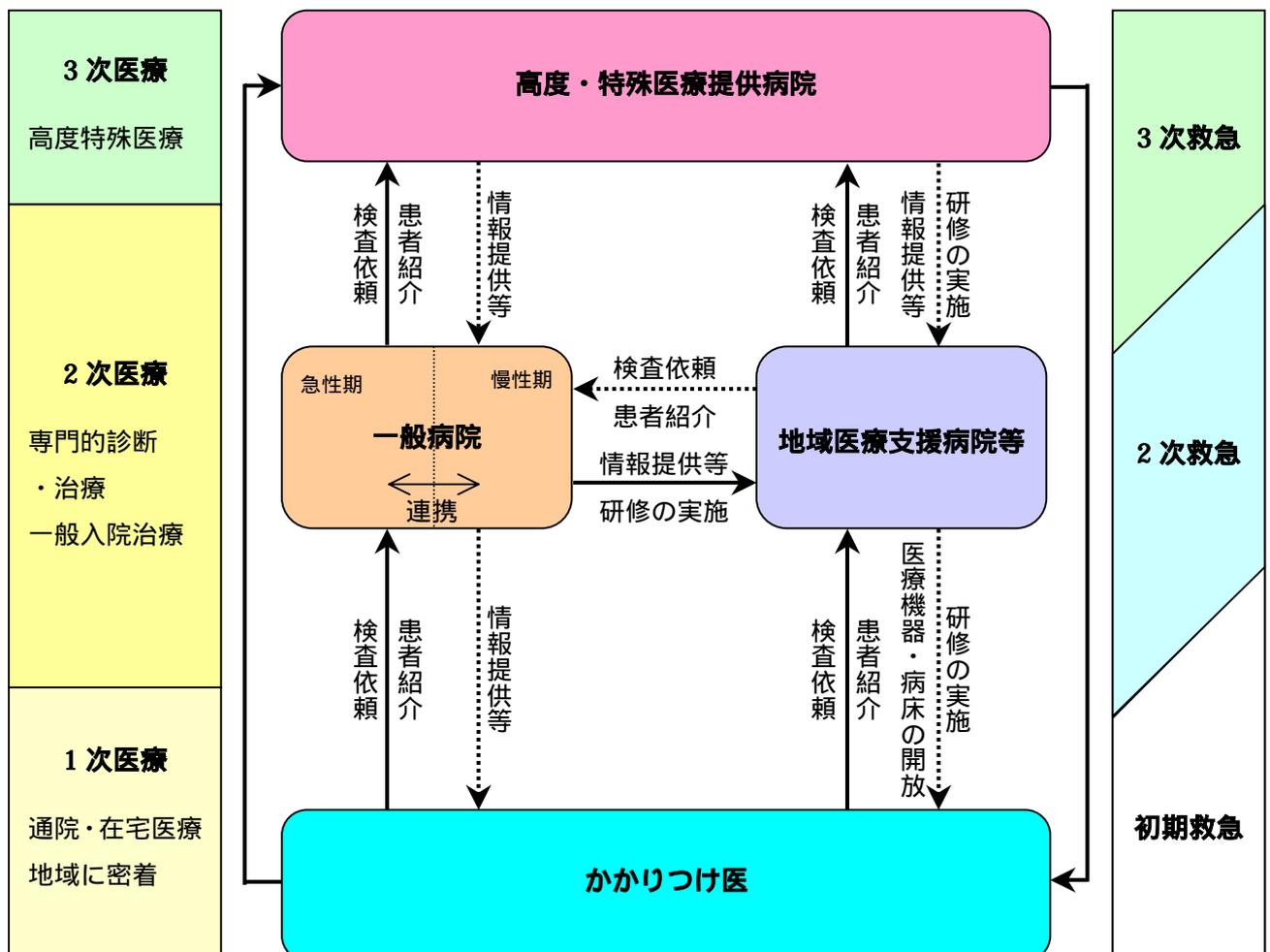
- ・「**ネットワークの拡大**」、参加の拡大を図ること。
- ・「**拠点づくり**」、公共施設、学校の開放を行いながら運営は地域の人材を活用すること。
- ・これらを通じて、「板橋健康づくり21計画」に掲げている、そして上記で挙げた「**施策の具体化・推進**」をおこなっていくこと。

を提案します。

安心してかけられる医療の実現に向けて

以上に加えて、いつでもだれでもが安心してかけられる医療の整備が大切です。これについて、下記の6点を提案します。

1. 健康づくり21計画であげた保健活動などの内容実現とともに、疾病の早期発見のために、「板橋区健康診査」（健康診断）の充実と受診のしやすさをひきつづき重視する必要があります。
2. 板橋区の病床数は他の区と比べて、少なくはありませんが、「小児救急」「障害者のための医療基盤整備」「緩和ケア医療・ターミナル医療」などに課題を残しています。採算性から民間医療機関が対応しづらい状況もあり、区としての支援策の検討が必要です。
3. 板橋には大病院はいくつかありますが、地域にねざした「かかりつけ医」という考え方は、浸透していないのが現状です。また、医療機関それぞれの機能に応じた相互連携の整備がすすむことは区民にとって有意義なことです。つまり普段は身近な「かかりつけ医」で健康管理を行い、必要な時に適切に他の医療機関に紹介されるシステムの整備です。このシステムを医療機関だけの「とりきめ」におわることなく、区民に公開されることが大切です。医師会などとも協議しながら「安心かかりつけ医 あなたの健康パートナー運動」など、身近な存在の医療機関の情報を区民に提供していくことも課題です。



4. 安心してかかれる医療という概念には、医療費などの経済的な心配をせずに受診できるという内容も大切です。この観点にもとづいて必要に応じた支援など、区としての独自施策の検討も必要と思われます。
5. 高齢社会の中で、住み慣れた自宅で健康に住み続けることが、誰もの願いです。これを医療的に支えるために訪問診療や訪問看護が充実されつつありますが、在宅リハビリについては需要に対応できていないのが現状です。通所リハビリとあわせて、在宅リハビリを充実させることが「在宅生活」を支える大きな課題になります。区としての支援策（理学療法士・作業療法士に対する研修や技術的サポートなど）が必要です。
6. 都立老人医療センターは、高齢者のための関連施設であるナーシングホームと養護老人ホームとあわせて日本でも類をみない高齢者総合施設として、その役割を發揮し、特に高齢者疾患の救急医療では、地域においても重要な役割を果たしています。豊島病院は精神科救急医療、緩和ケア医療、新生児集中医療を含む周産期救急、感染症病棟、障害者歯科など他の民間医療機関が対応できない分野における重要な医療機能を担っています。今後、運営主体がどのようになるにせよ、こうした機能を保持していくことが区民の命を守る視点から大切です。

子育てと教育

将来像

子育てと教育分野の将来像は、

『次世代のための人間愛と地域愛を家庭・地域・学校が連携して育むまち』としました。

ここでは、あえて「子育て」ではなく、「子育て」という言葉を使っています。「子育て」と「子育て」は立場が違う考え方であり、「子育て」は成長を見つめ、話し相手となって手を取り合う、という意味で、選びました。「次世代のための人間愛と地域愛を」は、親側、子供側双方を同等に考えた20年後の目標です。

現状と課題

教育現場の現状について、良いところ、考え直したいところを考えると、特に浮き彫りになるのは、今社会問題になっている「虐待」、「不登校」、「無関心」、「不真面目」の心すさんだ事柄です。

その原因、根底に潜む問題点を探ると、これまでの教育はバブル社会の影響があり、その影響が今も存在することも一つの要因であると考えます。

また、最近区内でも始められた総合教育も、地域とのふれあい教育が有意義であったか、教育の本質に迫るものがあつたかどうか、疑問があります。

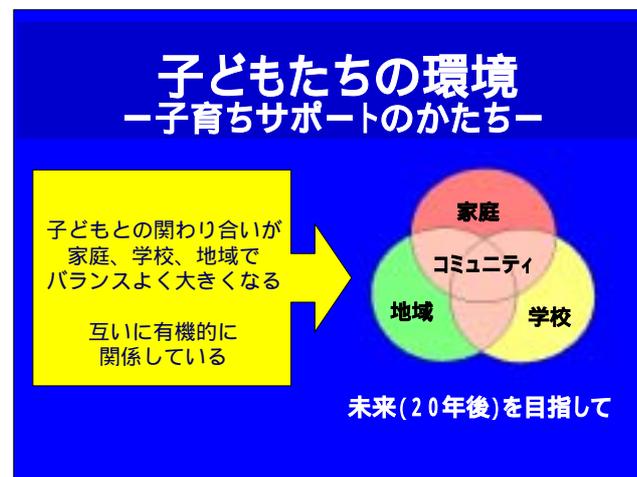
これらの問題点を考えてみると、今から20年くらい前の方が、親や社会の中核にいることがわかります。

「子育てと教育」の課題は広範囲に及んでいます。個々の課題も大変重要ですが、私たちは、一つ一つを取り上げてゆくとまとめ切れないと判断しました。そこで私たちはその対象である「子ども像」に焦点を絞り、「子どもの育つ環境」はどうあるべきかを考えることにしました。

「子育て」を考えるにあたっては、今の子どもたちは20年後の未来で活躍する、と考え、さらにその時点での子育ての環境はどうなっていることがよいかを考える必要があります。

現在では、子どもの家庭、学校、地域との関わり合いを比較すると、子どもと家庭の関わり合いが地域や学校に比べて小さく、また接点が少ないと考えられます。つまり家庭が小さくなっているのではないかと思います。

そこで、20年後の未来は右下図のように、家庭、学校、地域の円が重なりあい、バランスよく大きくなっていること、そして有機的関係に関係していることが必要であると考えます。



次世代につながる板橋の子ども像

右図は次世代につながる意義を追求しながら考えた図です。

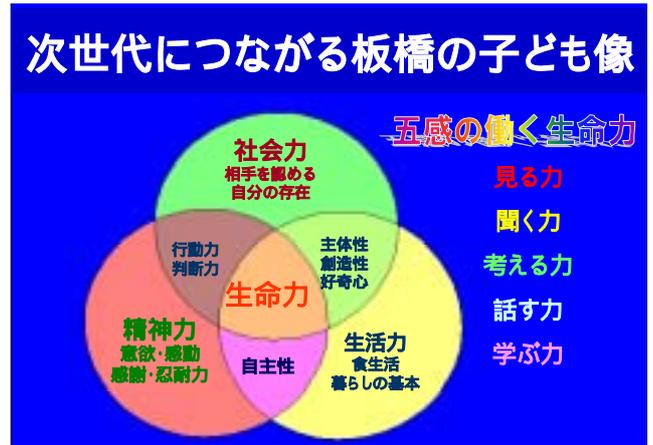
子どもの成長を考えた時、「精神力」、「社会力」、「生活力」にわけました。

「精神力」には意欲と行動力が伴います。すると感動、つまり喜びや楽しみなど感性が働き、同時に忍耐力も充実します。

「社会力」を培うには、行動、判断、自信があげられます。社会で大切なのは自他を認め合うコミュニティです。自主性が出来上がれば、好奇心、生きる力へと進むこととなります。

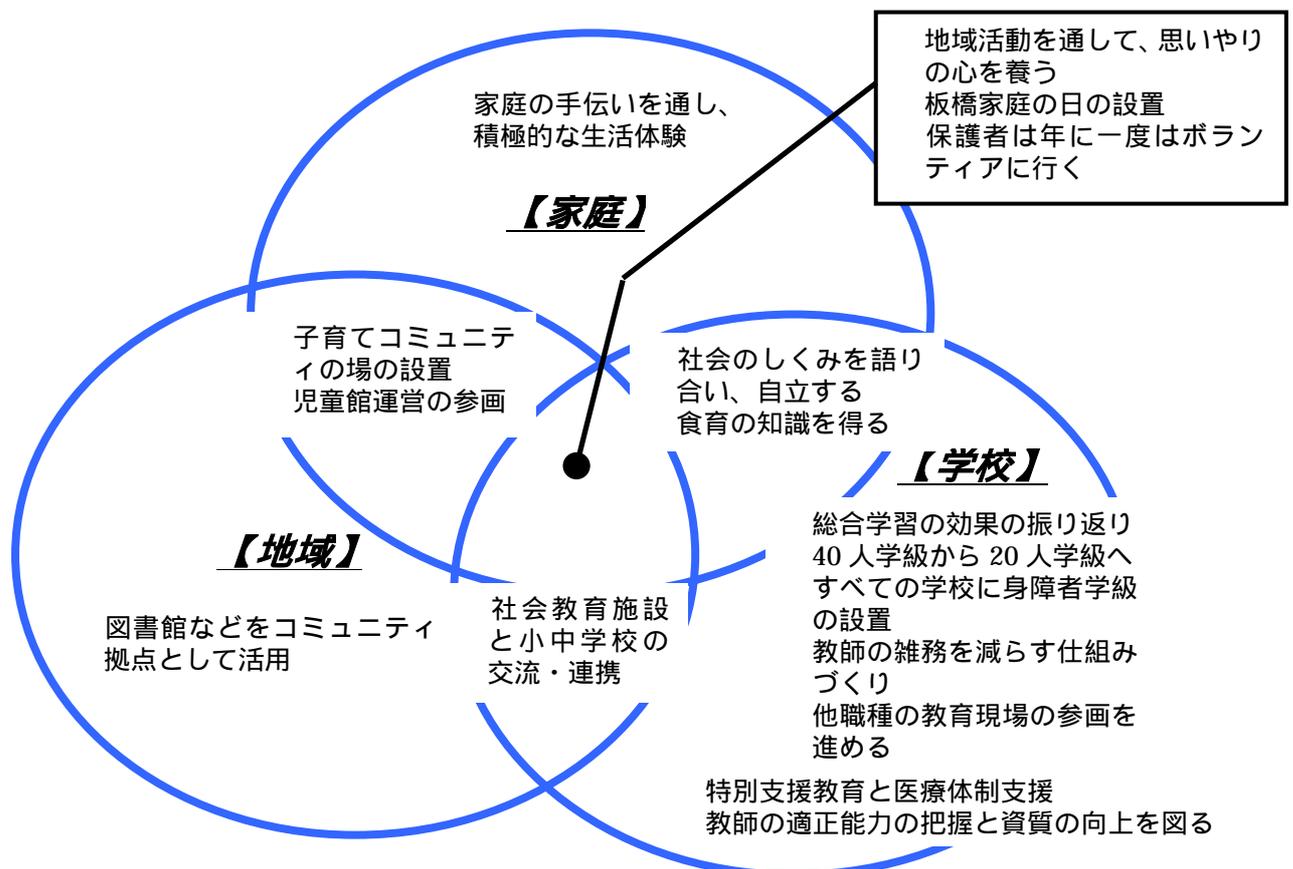
「生活力」は、生きる力ですが、精神力と社会力とも相互に関わり、食生活、くらしの基本などにも働きあうものと考えられます。

図の中で重なりあっている部分が、人間の本質と言える五感です。この場合、辞書等に定義される五感とは異なり、見分ける力、聞き取る力、考える力、話す力、学ぶ力と定義しています。これらの五感が集結したところで自他を愛する人間愛、そして地域愛へと結論づけてみました。



提言

親は目線を下げて子育てを考え、以下のように子育てに向けての17の取り組みを進めていくことを提案します。17の取り組みは、家庭・地域・学校、それぞれにおける取り組みとともに、家庭・地域・学校が有機的に連携する場での取り組みを展開することが必要です。それらの有機的取り組みのイメージを以下に示した後、17の取り組みを提案します。



【家庭】での取り組み

家庭の手伝いを通して生活の歯車を知り、積極的な生活体験で、そして楽しみを知る。

【地域】での取り組み

図書館などをコミュニティ拠点として活用する

【学校】での取り組み

総合学習の効果の振り返りを行う

40人学級から20人学級へ

すべての学校に心障者学級を設置する。又、現在の養護学校在籍者の副籍を持つ学区の小中学校での教育内容を充実する。

教師の雑務を減らす仕組みを作る。(教育委員会のあり方の検討)

他職種の教育現場の参画を進める。

特別支援教育と医療を必要とする児童・生徒への対応を充実する。教育を受ける権利を保障するために医療・福祉の機関と担当者、保護者との協議の場を作る。

教師の適正能力の把握と資質の向上を図る。

【家庭】と【地域】の連携による取り組み

子育てコミュニティの場を設置する。設置に当たっては、夜間勤務もある保護者達とその影響の中で育つ子供のために、施設の夜間開放及び保育時間の延長を考え、進める。

地域住民やボランティアによる児童館運営の参画を進める。

【地域】と【学校】の連携による取り組み

科学及び環境教育の充実を図るためにも、地域の社会教育施設と小中学校の交流・連携を進める。

【家庭】と【学校】の連携による取り組み

物事や困難に直面した時、社会のしくみを語りあって自立し、そして生きる力をつける。

心身の基本は食生活である。そこで食育の知識をもっとわかりあうよう、親権者、教育者は、相互の立場で勉強し解決する。

【家庭】と【地域】と【学校】の連携による取り組み

地域の人々と活動し、公園掃除などを年寄りと一緒にするなど支え合いながら思いやりの気持ちを蓄積する。

板橋家庭の日の設置をする。家庭の日には、「家族が揃って食事をする」ことを進める。家庭の日を中心に、「朝食を必ず食べる習慣をつける」

保護者は我が子の通う保育所・幼稚園・学校に1年に1度はボランティアに行く。

むすび

子どもが生まれ育つ土台は家庭であり、保護者の愛情（オンリーワン）を全身に受けて成長します。子どもは、その愛に守られ、地域に守られ、生きていきます。

そして、子どもは最初に参加する社会である学校で、社会の仕組みの体験や日本の国の歴史、文化を学び、社会性や生き方を学び、自己決定の力を育みます。学校は、地域のコミュニティに守られ、次世代育成の役割の一端を担います。家庭と地域が子どもを含む大人たちのやすらぎの場となり、学校や経済社会（地域社会に対比）で自信を持って健やかに生きていくことができます。

私たちはそのような家庭、地域、学校の間を構築し、総合的、継続的に子どもが育つ環境を整備していく仕組みを私たちの板橋で作ることが最重点の課題であると考えます。子どもの育ちに最適な環境は、とりもなおさずそこで暮らす大人にとっても快適な、心の通いあう社会であるのではないのでしょうか。

地域経済の活性化

将来像



私たちは、『新しい価値を生む、創造的で自立した「まち」へ』を、「地域経済」分野の将来像としました。

それは、従来の価値観や方法論、システムだけでは地域経済は活性化されず、衰退してしまうとの考えに基づいています。

商店街、インフラ整備、産業の育成、観光資源、地域通貨など。それぞれの課題で新しい価値が求められているだけでなく、全体としての方向性にも新しい指針が必要になっています。

まちの将来像
新しい価値を生む、
創造的で自立した「まち」

地域経済の活性化

商店街 インフラ整備 産業 観光資源

地域通貨



地域経済の現状

工場数、商店数、出荷額、販売額、従業者数いずれも減少しています。全体的には衰退傾向にあると言わざるをえません。しかしながら、個別の企業で見ると、元気な企業もあります。

元気な企業や商店街は、従来の枠にとらわれずに、創意工夫をしていることが共通して見られます。

地域経済の現状

全体には衰退傾向にある



<工業>

工場数の減少
3,349 2,952工場
製造品出荷額の減少
9,168 7,666億円
従業者数の減少
39,361 34,109人

<商業(商店街)>

商店数の減少
4,430 3,957店
販売額の減少
4,086 4,037億円
従業者数
24,935 24,772人

平成10年と12年の工業統計比較

平成11年と14年の商業統計

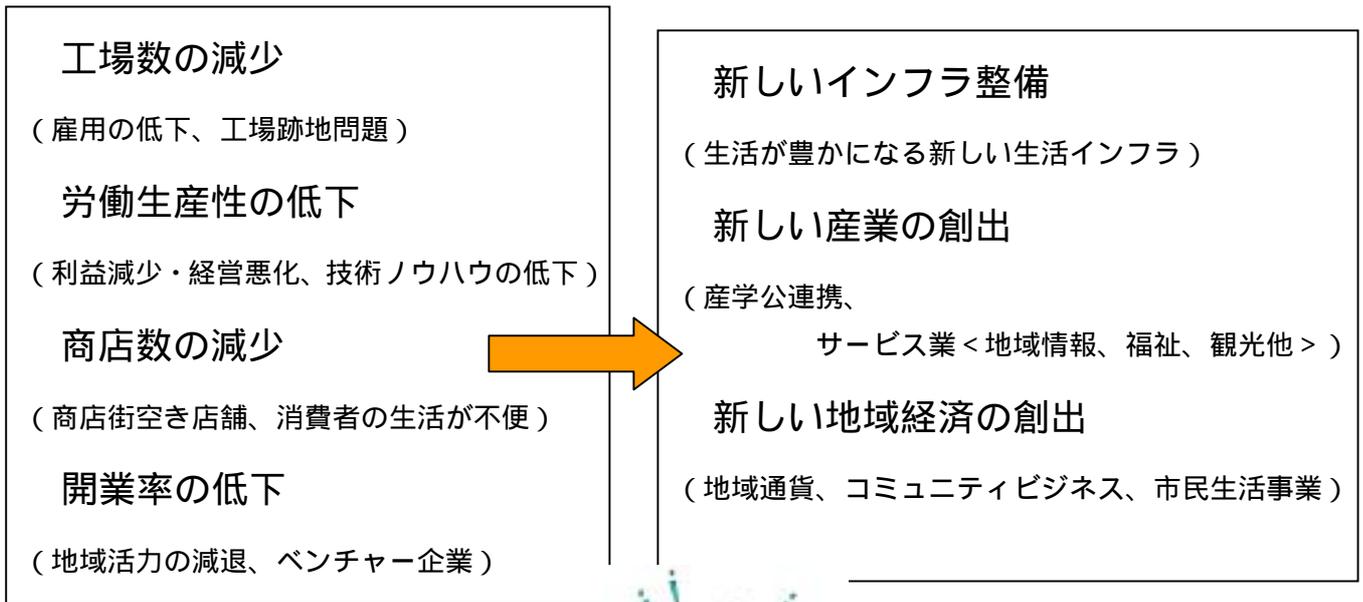
板橋区の地域の課題

板橋区の経済の課題としては、工事数の減少、労働生産性の低下、商店街の減少、開業率の低下などが挙げられます。また、雇用の低下、工場跡地、空き店舗問題、経営悪化、地域活力の停滞など様々な問題が発生していると思います。

これらの現状の課題を解決するためには、新しい方法の新しい事業が必要です。新しいインフラ整備・産業・経済システムをつくり出すことが必要となります。

例えば、環境や福祉に根ざした新しい生活インフラの整備、地域資源を活用した新しいサービス業の創出、コミュニティビジネスや地域通貨など新しい仕組みの地域経済が求められています。

板橋区経済の課題



活性化に向けての提案

活性化に向けての提案として、「地域資源の活用」、「暮らし創造の支援」、「多様な主体の参加」ということがポイントになります。

「地域資源の活用」には、地域の企業、大学などの研究機関、NPOやボランティア団体などをネットワーク化し、人的資源を活性化させる必要があります。例えば、板橋区に存在する福祉関連の高度な技術と豊富な人材をいかに活用するかという課題があります。また、地域の自然や史跡など活用して新しい観光資源を創造するという課題もあります。

課題解決に向けての取り組み

産業融資
経営相談
経営支援
区民が選ぶ板橋のいっぴん事業
空き店舗ルネッサンス事業
板橋製品技術大賞

板橋区には、企業、学校、市民団体などがそれぞれの能力を最大限に発揮できるネットワークとコミュニケーションのシステムづくりが求められています。また、新しい視点で地域を再発見し観光や生活サービスなどの新事業を育成する支援も必要です。更には、地域の資源環境サイクルの確立といった地域資源を守る産業育成や、地域通貨による資源の地域内循環

既存事業の改善

商店街振興事業
にぎわいのあるまちづくり事業
工業振興事業
いたばし産業見本市
情報交流事業(企業情報交流会・受発注相談)
創業支援事業(融資、相談、支援オフィス・支援セミナー)
コミュニティビジネス事業
情報提供事業(いきいきタウン、いたばし産業情報ネット)



という課題を解決する方策を考えなければなりません。

「暮らし創造の支援」は、性別や年齢を問わず誰もが「自分らしく」生きるために豊かな暮らしを創造するための支援を行うことです。特に、障害者などハンディキャップのある人々が、自分の生活を創造できる環境をつくり支援することが重要です。

その人の能力に応じて働ける場を提供したり、生活支援サービスなどをNPOや民間企業が新しく事業化できるプログラムを作成したりすることを、板橋区は求められています。また、子育てママの支援や高齢者の地域参加など新しい生活産業の事業化にも支援メニューが必要です。

「多様な主体の参加」とは、NPO法人、市民団体、福祉生活などのサービス事業者、商店街、メーカー、建築業者、その他民間企業、個人など多種多様な主体が豊かな地域社会をつくる新しい事業を興し、まちづくりを推進するということです。そのために、板橋区はコミュニティビジネスやベンチャー企業を積極的に推進する施策を重点的に取り組むべきです。

また、新しい事業が学校や町会、ボランティア団体などと連携できる仕組みづくりも必要です。

地域資源を活用して地域を活性化し、区民の豊かな暮らしを創造するために、多様な主体が新しい事業を興す。このような新しい生活産業をつくり地域経済を活性化させるために、板橋区は、新しい役割を柔軟な姿勢で担っていかねばなりません。

「地域資源の活用」、「暮らし創造の支援」、「コミュニティビジネス」、「地域通貨」、「新観光資源」など新しい価値を生み出し、自立を助ける支援と安心・福祉・文化のまちという方向性を推進するために、板橋区は、新しい事業展開をサポートする施策に取り組むと同時に、地方自治としての役割と責任を果たすべきと考えます。



新しい事業の取り組み

< 知の創造力を高める製造業支援事業 >

- ・ 先端技術&知識集約工場支援事業
- ・ 情報インフラ整備事業
- ・ ナレッジ・マネージメント を推進する産学公連携事業

ナレッジ・マネージメント

社員が業務で得た個別の知識やノウハウを企業全体で一元管理・共有し、問題解決や新商品開発に役立てようとする経営手法。KM。

〔日本の企業でもこの手法の採用に伴い、CKO・ナレッジ-マネージャーなどの新たな役職・職種の導入が始まっている〕(三省堂「デイリー 新語辞典」)

新しい事業の取り組み

< 地域システムを再構築し、新しい産業を興す地域再生事業 >

- ・ 地域通貨事業
- ・ 地域の課題を解決するコミュニティビジネス事業
- ・ 健康・福祉などテーマごとに地域の資源を結集するタスクフォース事業

新しい事業の取り組み

< 商店街・まちづくりのサポートを組織化 >

- 「買いたくなるお店」づくり
- 「出かけたくなるまち」づくり

応援します商店街！



新しい事業の取り組み

<心が響き合い、暮らしが豊かになるコミュニティ事業>

困っている人に「やさしいまち」 新しい「価値」の創造

保育：子育てのお母さんが楽しく買い物ができる「まち」

福祉：障害者がより自由に活動できる「まち」

老人：いつまでも若々しく、地域に参加できる「まち」



- ・ふれあい提案商店街事業（コミュニケーション&サービス付加）
- ・環境・福祉・生活向上インフラ整備事業
- ・いたばし観光資源再開発事業

板橋福祉のまちづくり整備指針の充実

<目的> 障害者や高齢者等のために、既存の施設等を整備改善する事業主に対し、区がその費用の一部を助成することにより、施設等の改善を奨励し、もって障害者や高齢者を含むすべての区民が同じように住みやすく、行動しやすい「まちづくり」を積極的に促進する。

助成限度額の増額と交付対象の拡大

まとめ

<議論の前提> 地域経済の活性化は「地域を良くする」原動力である

<議論の方向性>

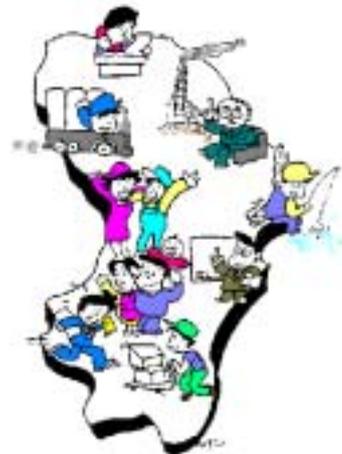
その1 板橋地域経済の活性化のために

↓
現状認識を深める

↓
課題を発見する

↓
問題解決の方法を探す

↓
新しい取り組みを企画する



その2 「板橋地域経済の活性化」を他のテーマと関連させて議論する

それぞれのテーマを多角的に議論する

住民自治の発展と自立した自治体をめざして基本条例を作成する

地域の拠点づくり

地域のコミュニティと福祉力の強化

住まいの改善

- ・手すり設置・段差の解消・床や扉の交換
- ・高齢者・障害者向け住宅の改善と建設
- ・中層アパート用階段昇降機、段差解消機の開発・改良
- ・痴呆性高齢者のためのグループホーム建設
- ・グループリビング、ケアハウスなどの建設
- ・区営住宅の整備・改修・建設
- ・都営住宅などの改善や改良のための交渉
- ・廃校等既存公共施設の活用

施設の充実・建設

- ・老人保健施設・特別養護老人ホーム
- ・ケアタウン・老人ホーム

健康維持増進サービス事業

- ・高齢者が自立した生活ができるように介護予防プログラムの実施。
- ・中高年層に対する健康維持・増進プログラムの提供

健康・医療・福祉のネットワーク

地域内の企業や製品・サービス・ニーズなどに関する情報のネットワーク化

共同試作工場の設置

企業が共同して、試作品製造に取り組めるような場所や研究施設

制度の改善・充実

- ・板橋福祉のまちづくり整備指針
- ・障害者・高齢者の住宅改造や日常生活助成
- ・商店街・工業振興事業
- ・にぎわいのあるまちづくり事業
- ・情報交流・情報提供事業
- ・創業支援事業

障害者参画型のコミュニティビジネスの創造

ベンチャー企業の育成

インフラ整備

- 移動手段の確保
- ・環境にやさしい交通機関の検討
- ・三田線と東武東上線のアクセスの確保
- ・LRT（低床新型路面電車）の運行
- ・コミュニティバスの運行
- ・乗り捨て自転車をリユースした交通網整備
- 地域通貨の創造
- 観光

アイデア公募プロジェクト

- ・高齢者や障害者が使いやすい生活用品・家電製品の開発・改良や、介護・介助する側が楽になり、使いやすい快適な医療・福祉機器の開発・改良など。
- ・商店街の活性化計画

交流の機会と場づくり

- ・学校と地域の連携
- ・買い物、散歩などの付き添い
- ・話し相手

商店街の活性化

- ・商店街のバリアフリー化
- ・買いたくなる店づくり
- ・応援します！商店街作戦
- ・新商品・新サービスの創出
- ・宅配事業・ネットワーク化
- ・空き店舗の活用

「人と環境にやさしいもの」づくり

ネットワークを活用して、ユーザー・消費者の欲求に即応したものづくり

安全安心 外に出よう

- ・高齢者・障害者に使いやすく、多機能で公共交通機関の利用にも適した電動車いすの開発
- ・転がり性能や直進安定性など、基本性能に優れた車いすの開発
- ・滑りにくく安全で、疲れにくい杖の開発・改良
- ・視覚障害者等移動支援のためのしくみづくり

行政（責任・支援）

多様な主体（参画・自立）

市民団体・NPO法人・ボランティア団体

学校

市民（個人）

建築・建設業

商店街

医療・福祉関係機関
福祉サービス事業者

ものづくり産業

暮らし・文化関連の産業

生き生きタウン いたばし



地域のコミュニティビジネス

暮らし支援サービスの提供

地域通貨・観光資源

人材育成・就労機会 / 地域の新しい価値 / コミュニティ

住民自治の発展
自立した地方自治体

地域資源活用による産業の活性化

「暮らし支援」から「暮らし創造支援型」へ 安心・福祉・文化のまち

危機管理の優れた街

将来像

危機管理分野では、将来のあるべき生活像として

「安全に安心して暮らせるまち」

「子どもたちを被害者にも加害者にもさせないまち」

「住民の身体・生命のために住民がともに助け合えるまち」

を思い浮かべました。

この危機管理における危機とは、住民の生命・身体に対する危機であり、それに対応するという意味で、危機管理という意味を使っています。防犯だけでなく、防災も含めた、住民に対して生命・身体への侵害が起こりうることに對しては、トータルで解決していこうという考え方です。

例えば、防災であれば、延焼防止のための道路拡幅が、施策の一つにあります。しかしこのために、一つの地域に立ち退きなどが起きた際、地域が持っていたコミュニティが消滅してしまう可能性もあります。その時には防災面で、100年に一度50年に一度の生命・身体の安全を守れるかもしれませんが、毎日の安全は、脅かされるかもしれません。

そうしたバランスをとるために、「危機管理」という総合的な考え方が必要であるととらえています。

課題

課題に関しては、区民の思いと客観的な数値をその基礎としています。つまり、板橋区が行った区民アンケート（平成15年度区民意識意向調査）の数値を用いて、板橋区のこれから20年後を考える上において、まず現状の住民ニーズをいかに捉えるかということです。区民アンケートでは、防犯・防災について、40%の方が満足をしていません。また、安全なまちが必要だと思われる方も、上位にランクされています。

10年ほど前に策定された『いたばし2005』計画の段階で『防犯』についての施策はほとんど盛り込まれていません。現在では、地域の力が弱まって、あるいは社会構造としてのストレスが強く地域にかかってくる中で、防犯についての住民意識は、高くなっています。

また、防災計画についても、10年前に策定されたものであり、阪神・淡路大震災のような広域的な、あるいは都市直下型の大地震についての理念というのは、盛り込まれていないようです。

こうしたことから、防犯だけでなく防災も含めてトータルのワンストップ的に住民の生命・身体を守る区役所の窓口をつくるのが課題と考えられます。

平成15年度区民意識意向調査より P.42 「施策改善の方向性」にて。

- ・ 防犯対策、震災に強いまち、防災意識は、「住みやすさとの関連性が高く、満足度が低い」に位置付けられている。4割以上の住民が「満足をしていない」。
- ・ なお、定住意向にて、区外に移り住みたいという住民が14.3%となっていることに注意が必要。
- ・ また「犯罪から守られている」が、将来の望ましい「まちの姿」として、第6位(8.8%)となっている。

安全に対する区民の関心は高い。

**平成 14 年中の板橋区及び
周辺区等の刑法犯発生件数**

区名	件数	人口1000人 あたりの件数
板橋区	11,654	23.0
北区	7,101	22.5
練馬区	11,374	17.2
杉並区	11,067	21.7
中野区	6,740	22.7
新宿区	15,719	58.6
豊島区	11,225	47.3
23区全体	220,647	27.3

(東京都の地区別刑法犯発生状況より)



現在の板橋区（行政）の取り組み

< 防犯 >

1 板橋区生活安全条例の制定

地域における犯罪等を未然に防止するため、区、関係機関、関係団体、事業者及び区民が、相互に連携した活動を行うことにより、地域社会における生活安全を推進することを目的

2 板橋区生活安全協議会の活動

条例第7条に基づき設置されている機関で、区、関係機関・団体等が生活安全に関する協議を行う機関

3 板橋区生活安全の日の制定

毎年12月20日を防犯意識の高揚と関係機関・団体が、区内の安全のためにパトロール活動を行う

4 板橋セーフティー・ネットワークによる防犯活動

区内を中心に業務を行っている事業者の方々が、本来の業務に防犯の観点を加えることにより、犯罪の抑止効果と犯罪の早期解決を図っていく

5 板橋安全・安心パトロール

深夜帯に民間警備会社によるパトロール活動を実施

6 ピッキング対策等助成金制度（終了）

玄関の鍵の交換または補助錠の取り付け、カム送り・サムターン対策を行ったとき、経費の一部を助成。

7 防犯ブザー無料配付（学務課）

小学生と中学生に防犯ブザーを無料配布

8 公園夜間パトロール（みどりと公園課）

春休み・夏休み期間と年末年始に実施

9 公園安全安心パトロール（みどりと公園課）

< 防災 >

1 耐震診断費の助成

要件を満たした建築物の耐震診断に要する経費の一部を区が助成

2 耐震の簡易な自己診断パンフの配布

木造一戸建て住宅を対象に、建築に対する専門知識がなくても実施可能な診断表

3 建物の防火性の向上

4 安全な避難路整備の推進

木造建物の建て替えや狭隘な道路の解消を進めるため、区では各種まちづくり事業を実施している

5 災害時の連絡体制の整備

区内在住の職員による携帯無線端末を使った情報収集体制と、防災無線による災害時の広報体制

6 防災訓練・避難訓練の実施

区により定期的に行われている

7 災害援助協定

ほかの地方自治体や民間事業者などの協力を得られるよう、その内容などについてあらかじめ協定を取り交わしている

住民の意識と新しい取り組み

平成 15 年度区民意識意向調査における区民の意見を見ると、地域住民間のコミュニケーションによる犯罪や災害への危機管理を望む方向にあると考えられます。そこで、地域やコミュニティにおける防犯の活動、住民を主体とした防犯・防災の活動が必要であろうと考えています。

実際、そういった新たな取り組みが区内でも色々なところで、地域やNPO、商店街などが中心となって始められています。

最近の防犯や防災の取り組みに対する意見（平成 15 年度区民意識意向調査より）

（防犯に関し）

- ・区民が協力し合って、防犯パトロールやボランティア活動に参加する。そのための企画の情報発信や、拠点となる場所をつくる。
- ・子どもたちを犯罪から守るため、地域での防犯対策に力を入れる。
- ・子どもたちや若い人の連れ去り事件や暴走する人達の不幸をなくしたいと思います。見掛けたら、声を掛けてお互い守らなくてはと願っております。それには、勇気が必要ですが、少しでも良い環境でありますように、また、幼い子どもたちの虐待のない社会であってほしいと願っております。周囲のコミュニケーションが大事と思います。
- ・地域社会で安心して生活できる環境が望ましい。具体的には無人交番をなくし、犯罪の発生を防止するため、地域ぐるみの対策を立てる。
- ・区と区民で協力し、子どもやお年寄り、様々な人々が気軽に参加できるイベントを増やしてもらえると良い勉強になるし、近所にどんな人が住んでいるのか、知り合えると思う。街の防犯、近所の人々との連携、子どもの育成につながっていくと思う。

（防災に関し）

- ・避難路を使って、災害時に避難場所にたどり着けるか心配。防災訓練を充実して行き、日頃から防災意識を高め、まちの状況を知っておくことが重要。

**地域のコミュニケーションを活かした新たな犯罪や災害に対する危機管理の取り組み
町を守るのは私たち 75町会パトロール隊を結成(2004/3/28 読売新聞東京朝刊 都民版)**
板橋警察署管内の全町会(75町会)が参加

**防犯、まず清掃から 住民の外出機会増やし監視の目 東京・板橋区大山の商店街、NPO連携、
新組織(2003/9/6 読売新聞東京朝刊 都民版)**

ひったくりなどの街頭犯罪が急増している板橋区大山町の「ハッピーロード大山商店街」が、街づくりのあり方を研究している地元の非営利組織(NPO)と連携し、住民参加の防犯活動グループを発足。

志村三小・安全サポートネットワーク

小学校、警察、消防、保護者・PTA、区・教育委員会、出張所・町会・老人クラブ、隣接小学校の連絡体制整備。

志村一小・地域安全マップ

小学校、警察、防犯協会、保護者・PTA、NPOの協力のもとに、小学生が地域安全マップを作成。

住民防災リーダー

住民防災大学の開講(2年に一度)

住民主体の避難訓練

一部の者しか、避難シナリオなどを把握していない訓練も行っている

その他、多数!

提言

- ・ 学校を、地域住民を守るための「危機管理拠点」にできないか
- ・ 弱者(子ども・障害者・高齢者など)への配慮が更に必要ではないか
- ・ 住民の危機管理の取り組み自体や取り組みへの支援というものも、バラバラで行っているが、連携を行うべきではなからうか
- ・ 危機管理においての情報の整理というのが重要だが、一元的な板橋区における組織が必要なのではないか
- ・ 『セーフティー・ネットワーク』といったすばらしい仕組みがあるのに、それが区民に対して周知徹底がされていないのではないか

こういった内容を含め、

「住民主体の安全の取り組み(自己防衛力)の促進」「そのための、住民意識の向上」
「防犯・防災、そして将来の生活像にマッチした、トータル的な危機管理体制を構築」
「防犯・防災などの取り組みの効果を評価し、これに基づく改善を行う」

『 人口分布の変動や、区内事業者の活性化も視野に入れての
分野別具体的な“危機管理の優れた安全なまち行動計画” 』

	具体的計画名	内容・補足	実行者	実行時期
1	地域の危機管理リーダー・サポーターの育成	動機付けの必要性。多世代の取り込みの必要性	自治会、NPO法人等。防災大学の拡充	1年以内に準備、実行
2	地域の危険情報の提供	迅速性、周知性が必要	区役所等。広報紙やネットにて	1年以内に準備、実行
3	地域の危機管理の取り組みの情報収集と情報発信	取り組み間の情報交換のため	区役所等。広報紙やネットにて	1年以内に準備、実行
4	地域の危機管理組織への支援	資金よりも、情報提供などで	区役所、自治会、NPO法人等	1年以内に準備、実行
5	地域の危機管理拠点の構築	小学校を防犯・防災の地域拠点に	区役所等	3年以内に準備、実行
6	区役所内の危機管理室の設置	危機管理情報の収集・分析・発信	区役所等	3年以内に準備、実行
7	住民と、区役所、警察、消防間の情報連絡の充実	迅速性と密度の濃さが必要	区役所、自治会、NPO法人等	1年以内に準備、実行
8	2005基本計画の実施状況の詳細な検証	現状不足している点を洗い出す	NPO法人等	1年以内に準備、実行
9	危機管理行動計画の実施状況を評価し、改善につなげるための住民WSの常設	PDCAの手法にて、常に住民ニーズに応えたものに	区役所、自治会、NPO法人等	1年以内に準備、実行
10	緊急時の住民への危機管理活動の権限委譲のための条例立案	誰かを救うために何かを壊す権限	区役所、NPO法人等	3年以内に準備、実行
11	危機管理活動に対する保険制度の導入	緊急時の毀滅への金銭的補償	区役所、NPO法人等	3年以内に準備、実行
12	地域の危機管理につき、個人情報やプライバシーに関する合意の形成	地域の危険情報発信のためのガイドライン	区役所、NPO法人等	3年以内に準備、実行
13	防犯・防災をトータルで捉える都市計画・まちづくりの策定と、住民合意の仕組みの検討	安全でかつ暮らしやすいまちのために	区役所、自治会、NPO法人等	5年以内に準備、実行
14	地域の「危機管理度」の高低による住民のすみやすさの客観評価と、不動産の価値の算定などを公表	商店街振興のPRのためにも	商店街、NPO法人等	5年以内に準備、実行

を提案します。

防災

将来像

『逃げ出さなくてよい住まいとまちづくり』

- 阪神・淡路大震災では、自分の住んでいた家が倒壊し下敷きになって亡くなった方が9割でした。
- 私たちは、支え合い、自立し、地域とともに暮らすことがどれほど大切であるかを学びました。
- まず、亡くなる方を出さないことを目指す施策を重視します。
- 災害時要援護者にとっては、助け合いシステムの確立がとても大切です。
- 避難する人が少ないほど、避難所は楽です。だから、避難住民を少なくする施策が大切です。
- 私たちが目指すのは、区民の力で地域に区民の暮らしを築くこと、そして行政が責任を持ってそれを支えることです。
- 私たちは、自立した区民が連帯し、自らの社会を、自らが担うことが重要だと考えます。

課題

1. 地震による建物倒壊
2. 火災による延焼
3. 台風や大雨による浸水被害
4. 爆発性物質や毒物・劇薬等による被害
5. 災害時要援護者の支援
6. 安全な避難場所の確保



【板橋区での取り組み状況】

1. 耐震診断費助成
○要件を満たした建築物の耐震診断に要する経費の一部を区が助成しています。
2. 建物の防火性の向上や安全な避難路整備の推進
○木造建物の建替えや狭隘な道路の解消を進めるため、区では、各種まちづくり事業を実施しています。
○「都市防災不燃化促進事業」・「細街路拡幅整備事業」・「木造住宅密集地域整備促進事業」・「防災生活圏促進事業」・「住宅地区改良事業」・「行き止まり道路の緊急避難路整備事業」等があります。
3. 災害援助協定
○大規模な災害が発生し、区の防災関係機関のみでは対応が困難な場合、他の地方自治体や民間事業者などの協力を得られるよう、その内容や方法・条件などについて、あらかじめ協定を取り交わしています。

現状の問題点

- 1) 全体的には、対策が進んで安心だという印象は少ない。
- 2) 災害時要援護者への対応は、「災害弱者行動マニュアルへの提言～障害者およびその家族などのために」が活かされていない。
- 3) 行政による緊急時の災害時要援護者への対策は、遅滞しそうな気がする。
- 4) 住宅の耐震診断・耐震補強は進んでいない。
- 5) 木造の幼稚園・保育園などの耐震診断・耐震補強は、どうなっているのか？
- 6) マンション耐震診断への助成制度は使いにくい。
- 7) 消防団の地震などへの対応は、どうか？
- 8) 消防団の充実は、どうか？
- 9) 区職員の区内在住率が低いのではないかと。特に、防災課職員は、どうか？
- 10) 広域避難場所として、「荒川河川敷」・「高島平団地周辺」は適当か？
- 11) 自助・共助・公助というのは、行政の都合主義ではないのか？
- 12) 情報がうまく伝わるのか？

板橋区の評価：『板橋区基本計画「いたばし2005計画」の到達点』より

平成16年4月17日 板橋区政策経営部政策企画課

基本目標 安全で快適なまちづくり **安全なまちの実現**

都市防災不燃化の促進、公共建築物の耐震補強、防災センターの充実など、区が主体となって実施できる事業については、目標量が達成されつつあるが、密集市街地の整備、歩道の整備など、土地所有者との合意形成を要する事業については、目標量に達しない状況にあり、震災に強いまちについては満足度も低くなっている。

防災まちづくりを始めるには？

- 1) 最初にやるべきことは、大災害に見舞われたとき、自分のまちがどのような状況になるのかを知ることです。
- 2) そのためには、被災したときの被災状況に関する情報、そして被災したときの地域での対応力に関する情報が必要です。
- 3) 被災状況に関する情報は区が所有していますが、それだけでは不十分です。
- 4) 専門的に求められた知識と、住民の経験と想像力とを組み合わせることで確かな被災状況を導くことができます。
- 5) 阪神・淡路大震災のような被災地の情報を参考にしながら、自分のまちの建物や道路が、被災時にどのような光景になりうるのか具体的に想像してみることが大切です。
- 6) そして、区が配布した防災マップ等をもとに、自分たちでどのような対応ができるのか、被災時のまちの状況を踏まえて考えてみるのが重要です。
- 7) そうすると、今のまちが抱える様々な課題が見えてきます。しかし、多くの方は「災害の危険性はよく分かった。でも自分だけは大丈夫だ」と考える傾向にあります。
- 8) 楽観しすぎず、悲観しすぎず、自分のまちを自分のこととして正しく理解することが大切です。



社会の防災力を向上させるには？

- 1．被害抑止力の向上（災害への抵抗力の向上）＝被害を出さないための備え
 - 被害を抑止する力を高める。すなわち、被害を出さないようにする。
（火災で言えば、防火：火事はできるだけ出さないように努力する。）
- 2．被害軽減力の向上（災害からの回復力の向上）＝被害を最小限に止めるための備え
 - 防ぎきれずに出てしまった被害を可能な限り小さくし、できるだけ早く回復できるようにする。
（火災で言えば、消火：火事が起こった時に、速やかに消す。延焼させないために方策を立てる。）
- 3．情報の共有＝被害抑止力と被害軽減力を組み合わせた力を、できるだけ大きくする。
 - 発生してしまった被害をそれ以上大きくしないために、状況をきちんと認識して必要な対応をする。
 - そして、対応したことを皆に知らせる。

考えられる対応

- 1．災害に強いコミュニティづくり
 - 災害に対する被害を少なくするためには、災害があってから駆けつけるよりも、地域防災を充実させ、防災意識の喚起による「災害に強いまちづくり」が重要である。
 - 地域住民の自発性を引き出すことにより、緊急時だけでなく、平常時から人々が助け合うことができ、安心して暮らせる「災害に強いコミュニティづくり」を目指す。
- 2．災害対応のリーダーの養成
 - 「防災は行政がやってくれる」という意識を改め、「自分達で何とかしていこう」と気付いてもらうために、防災に関しての不安や解決策などを地域住民に教え、災害時に地域で活躍できるリーダーを育てる。
- 3．防災意識を高める啓発活動
 - 学校や町会・自治会での防災教育、企業の防火管理責任者の会合や経営者協会などでの講演など、防災準備の重要性などについて啓発活動を行う。
 - 「すぐ出来ること」、「少しの変更で出来ること」、「予算等の措置が必要なこと」を分け、出来ることから始める。
- 4．災害時の助け合いシステムの具体化
 - 災害は何度も来るものではない。いざという時は、隣近所で助け合う。日常の生活の中で、地域との関わりを多く持ち、地域における個人と団体（会社・病院・学校など）との連携を強化する。
 - 避難困難者の所在を正確に把握するとともに、災害時の避難情報取得システムを構築する。また、災害発生時の避難経路を確認する。
 - 区が立ち上げた災害時要援護者対策プロジェクト（防災課と福祉事務所との協働）に区民を巻き込む。
- 5．ハードとソフトの組み合わせによる対策
 - 対策は、「ハード」と「ソフト」の両方、「テクノエイド」と「ヒューマンエイド」の両方で考えることが必要である。
（例えば、洪水被害を例にすると）

防災対策	ハードな対策	ソフトな対策
被害抑止	堤防の整備・宅地のかさ上げ	水防団活動・避難勧告
被害軽減	防災無線の整備・排水ポンプの整備	避難所の開設・保険

政策化への提言

1．耐震診断・耐震補強を公の手で

- 鉄骨造・鉄筋コンクリート造などの場合は、耐震診断経費の一部を助成する制度があるが、住宅(木造・プレハブ造・軽量鉄骨造)は対象外である。
- 簡易耐震診断パンフレットが用意されているが、住宅も対象にする。

2．自動消火装置設置の条件の緩和

- 現況では、「重度障害者あるいは65歳以上のみの所帯」が対象で、同居の家族がいると対象外になってしまう。
- 「重度障害者あるいは65歳以上のいる所帯」に対象を拡大する。

3．バリアフリー助成制度の充実・拡大

- マンションへのバリアフリー助成制度を充実する。
- 耐震補強にもバリアフリー助成を拡大する。

4．ヘルパー等の訪問援助者・教育関係者への防災教育を公の手で

- ヘルパー等の訪問援助者や学校の教育関係者への防災教育を充実する。

5．災害時の助け合いシステムの具体化

- 災害時要援護者の所在を正確に把握するとともに、行政と近隣住民との協働による安否確認システムを確立する。
- 災害時でも情報が伝わるように、出張所ごとに新聞が発行できるようにし、一般新聞にも折り込む等を含めて、区民に届けることをきめ細かく行う。

6．広域避難場所の確認

- 広域避難場所は都が指定しているが、ふさわしい場所かどうかを区で確認する。
- 避難所・避難場所のバリアフリー化

7．避難経路の整備

- 災害発生時の避難経路を確認しておく。
- 冠水しない道路の整備、災害時の交通規制、雨水流量のコントロール

8．災害対応の組織の明確化

- 災害発生時に通常業務がおろそかにならないようにする。
- 同じ人員がやるか、人員を増やすか、同じ仕事を続けるか、新しい仕事を増やすかを明確にする。

住環境・景観

将来像

住環境・景観分野の将来像は、

『 住んでいてみんなが誇りに思うまちづくりと実現のための仕組みづくり 』
としました。

板橋の住民として生活の場である私たちの板橋を、私たち自身が誇りに思えるまちづくりがしたいと言う想いを込め、自分たちの思いがきちんと反映できる、町づくりの仕組みを提言していこうということから、目標として掲げました。

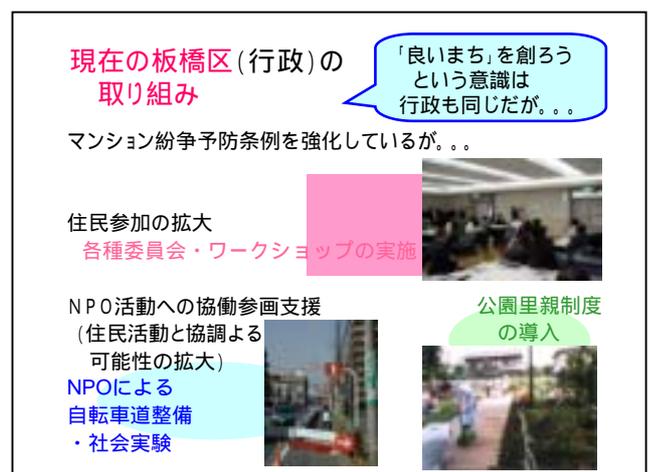
板橋の現状（特色ある地域性）

板橋は、大雑把に言っても大変多様で特殊な地域性があります。例えば高島平の団地群、緑豊かな赤塚地域、街並みの整備された常盤台地区、大谷口など住宅が密集した地域、工場が多い高島平・志村地域等です。このように1つのイメージでは、語れないのが、板橋の特徴だと思います。

こうした一つで語れない板橋は、都市計画で指定する用途地域も多様です。例えば工業専用地域は、23区内では二つ位しかない稀な存在だそうです。こういった多様な用途地域が入り組んで指定されています。工業地域に隣接して、住宅地域が指定されていますが、こうしたことを背景に、最近住環境が変わってきています。大きな工場が移転し、その跡地に、大きなマンションが建ち、それが、既存の閑静な住宅地に隣接しているのですとか、住宅地域の真ん中にマンションが建ったり、農地が無秩序に開発されていったりしています。また、昭和30～40年代に開発された団地群の中には、急激な少子・高齢化が進む等、住環境について、様々な問題が出てきています。こうした問題は、行政だけで解決するのが難しいし、住民だけでも解決できない状況になっています。

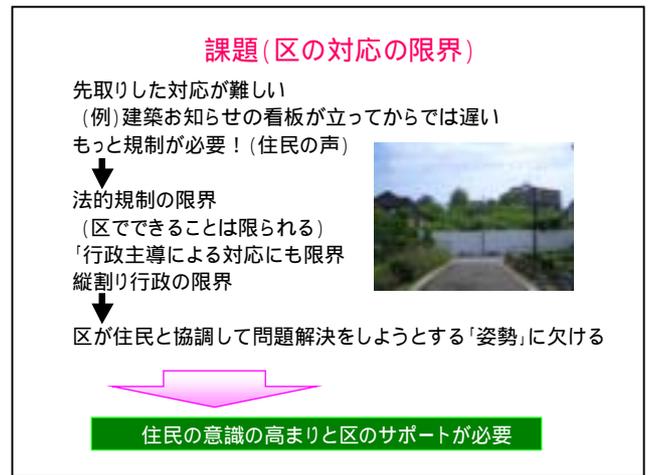
現在の板橋区（行政）の取り組みと課題

板橋の住環境問題に対して、行政側も例えばマンション紛争予防条例の強化や、住民参加機会の拡大として、ワークショップや各種委員会での住民参加の声を取り上げるなど取り組みが進んできました。あるいはまちづくり活動、公園の里親制度など、住民の活動と協働する参画支援も取り組んでいます。



しかし、建築を例にとりますと、建築のお知らせ看板が立ち、住民の反対活動が起きる、法的な制限をクリアしていれば、建築確認申請は自動的におりて、住民の意向を無視して建物は建っていくという状況になっています。

このような状況で、法的な制限も制約も限界もありませんし、行政の指導等についても限界があるというなか、住民側から見ると「もっと規制が必要」「縦割り行政」の限界、住民と一緒に問題を解決するという姿勢に欠けているなどという指摘が出ています。住民の側から「もっと行政側でサポートしてくれないのか」という声が高まってきているということです。



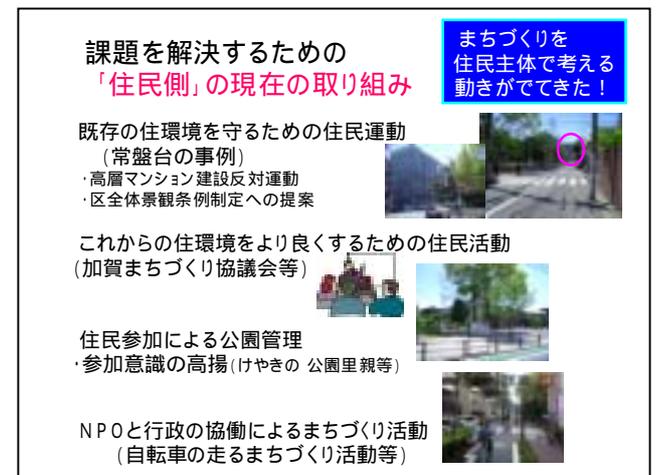
住民の取り組み

課題解決をするために、住民側も現在、取り組みを進めています。

常盤台地区では、高層マンション建設への反対運動や、景観条例の制定への提案などといった、住環境をも守る活動が行われています。

加賀のまちづくり協議会では、住民が主体的に住環境を良くする活動が継続しています。

また、住民参加による公園管理(里親制度)や、NPOと行政の協働によるまちづくり活動など、住民が積極的にまちづくりに関わる取り組みが増えてきました。



提言(新しい取り組み)

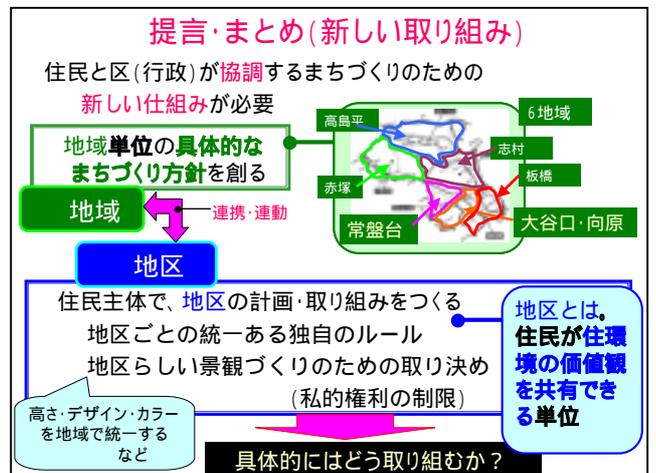
こうした、住民の目で見えた課題認識をもとに、住環境・景観分野について、以下の提言を行います。

- 1 地区と地域単位の協議のしくみ

新しい地区と地域単位の協議のしくみについて、提案します。

地域は、板橋区を大きく6つに分かれる地域単位に分けて、まちづくりの方針を定めます。現在、区が設定している板橋地域を、住環境の特性に応じて、「板橋」と「大谷口・向原」の2地域に分け、6地域とします。地域の方針は、細かい地区単位で、住民のコミュニティがそれぞれ意見を出し合って方針をまとめます。地区は、住民が住環境の価値観を共有できる単位です。

まずは、地区単位を前提に、それぞれの街並みを考えていこうということです。



地区単位の協議の場には、町会や新しいマンションの住民、まちづくりを実践している方などが、住民として主体的に参画します。行政は、こうした場の設定や呼びかけ、情報提供を行います。また専門家がニーズのまとめや調整を行います。

こうした地区の日常的な協議の場をつくり、協議の結果を公的に認定していく仕組みを作っていくことを提案します。

また、地区の話し合いには、マンション開発を担う企業も参加するようにし、住民が望む開発との折り合いをつけていくこととします。開発をすべて止めるということを、住民も主張しているわけではありません。開発にあたって、緑地を確保するなど、少しでも、周辺と調和した開発を行い、将来に向けて良好な住環境を、地区住民と協議しながら進めていくしくみをつくることを提案します。

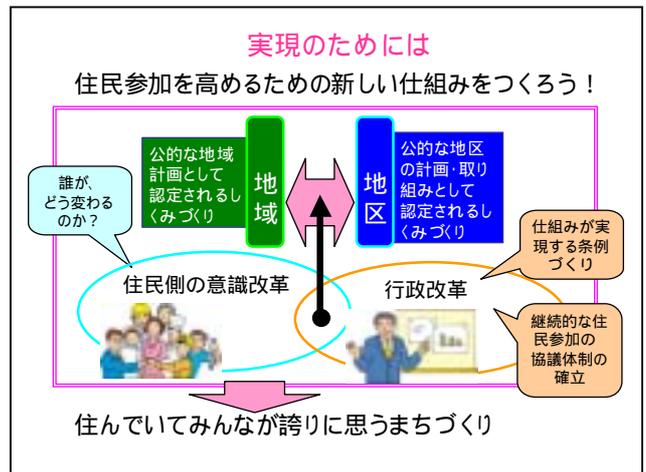
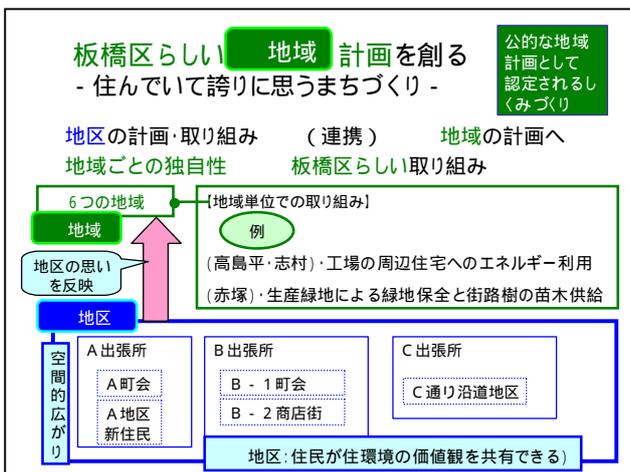
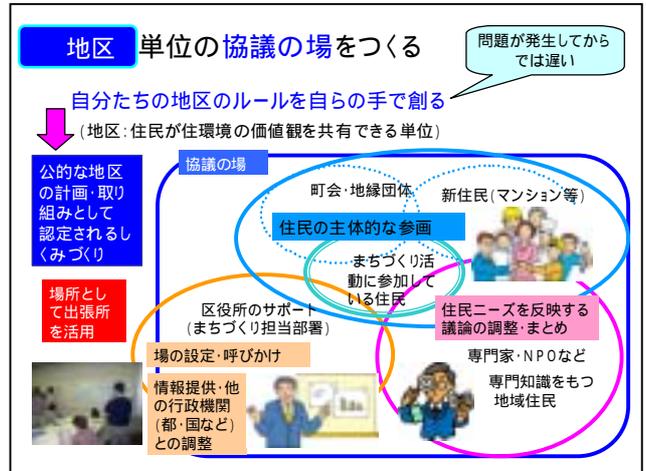
そうした地区での話し合いを、大きな6つの地域に集約する形で、地区と地域の連携をとりながら、新しい板橋のまちづくりを実現していきたい。ということです。

例えば、地域単位では、「高島平・志村地域において、工場の周辺住宅（大型団地）へのエネルギー供給」や「赤塚地域において生産緑地による緑地保全と街路樹への苗木供給」の取り組みなどを立案していきます。

それぞれの地区での課題と取り組み、地区の取り組みをもとにした、より大きな地域単位でのまちづくり計画が生み出され、認定される、こうした官と民の協働の体制、仕組みを実現する。そのための住民側、行政、双方の改革を実現していくことが重要であると考えています。

こうした協議のしくみを進める条例を定め、地区の開発のルールづくりを義務付け、緑地の推進（生垣や接道面緑化、屋上庭園、街路樹植栽など）、高さ・デザイン・カラーの統一、壁面後退、けばけばしい看板の禁止、放置自転車、タバコのポイ捨て禁止、最低敷地規模制限など、地区の特性に応じた厳しいルールをつくることを提案します。

また、今後は、公園が、地域の防災やコミュニティの中心になっていきます。地域住民による自主的な公園管理「里親制度」が立ち上がりましたが、こうした公園管理活動をもとに、コミュニティを活性化することも重要です。地区の協議会は、こうした地域活動を協議・発展する場としても積極的に活用します。



- 2 区全体を対象とした住環境・景観づくりに関する条例の制定

景観法に則した計画・条例の制定

国において、景観法が制定されました。板橋区において、景観法に則し、「都市景観マスタープラン」を作成し、地区計画の制度を見直し、改善して、景観計画を策定し、景観計画区域を定めるなど、良好な景観を積極的に誘導する地区（中山道・川越街道沿道、常盤台地区など）を定め、美しい景観づくりを積極的に進めることを条例で定めます。

また、板橋らしい景観は、歴史的景観、自然的景観、文化的景観であり、こうした景観資源が残る場所を明確にして景観づくりを推進します。

板橋区全体を対象に、地域の個性を守るには、どのような街並みにしていくのかを明確にし、その構想に基づいて厳しいルール・規制を定めていくことが必要です。開発に当たっては、地域住民の同意を得ることを義務付け、地域に調和した環境をつくる必要があります。

こうした取り組みには区民提案を尊重し、学識経験者、NPOを交えた区民協議会を設置するなど、区民参加を積極的に進めます。

- 3 協議のしくみができるまでの緊急対応

- 1において、地区と地域の協議のしくみづくりを提案しました。

しかし、開発は、日々、行われます。

協議のしくみが身近な地区において立ち上がる前にも、区の開発に対する積極的な取り組みが必要です。隣の豊島区では、ワンルームマンションの規制に関する条例を定めるなど、行政も住環境やコミュニティのあり方に対応した積極的な取り組みを行っています。

住民からの住環境問題に関する問題提起を受け付ける窓口を一つに集約化し、将来の住環境や景観、コミュニティのあり方を考え、よりよい開発を誘導する取り組みを、緊急対応として、すぐに、立ち上げることを提案します。

こうした努力の結果、23区の中でも、板橋区が突出して住環境のイメージが良い区になることを願っています。

道路・交通

将来像

道路・交通に関する将来像として、『どこに行くにも快適で安全な道路・交通』としました。

ここでは、道路だけでなく、区内における交通移動手段として、快適・迅速・安全・低料金などの観点から検討を行いました。

板橋区の道路・交通事情

基本情報

- ・ 人口：外国人・日本人合わせて52万人強（2004年5月1日現在）
- ・ 65歳以上の高齢者：約9万人強（総人口の約17%） 今後も増加
- ・ 面積：約31.17km²（東南面約4km、南西面約8km）
- ・ 人口密度：半径500mで約13,000人弱

図を見ると分かるとおり、首都高5号線、中山道、川越街道、環状6・7・8号線など多くの幹線道路を有しており、鉄道は地下鉄三田線・有楽町線、JR埼京線・東武東上線などが通っています。

「まちづくり板橋21」では、以下の図のように「生活道路・整備地域」を指定しています。この地域の人口を合計すると約129,000人で、板橋区に住んでいる人口の約1/4は狭い道の中で住んでおり、区内の移動交通機関の不便さと、防災面での危機感が指摘されています。



(A) 成増2丁目、赤塚4～5丁目	12,000人
(B) 大谷口、小茂根、向原、弥生町、東山町、東新町2丁目	38,000人
(C) 宮本町、大原町、前野町、中台、若木、西台	55,000人
(D) 板橋3～4丁目、仲宿、本町、稻荷台	24,000人

課題と取り組みに関する4つの柱

板橋区の道路交通を取り巻く現状を踏まえ、課題と取り組みについて、4つの柱をまとめ、以下のよう
にそれぞれの柱に対する区民の想いを追加しました。

1. 自転車交通マナー・・・放置自転車の追放と、ルールを守ろう！
2. 道路環境・・・・・・・・澄んだ空気を我々のまちに！
3. 区内道路整備・・・・・・・・もっと便利で安心して歩きたい！
4. 公共交通・・・・・・・・地域に密着した移動手段を！

それぞれの柱について現状の写真等を紹介しつつ、取り組むべき内容について以下に示します。

1. 自転車交通マナー ～放置自転車の追放と、ルールを守ろう！～

<現状と課題>

区民アンケートでは、区民の皆さんの64%が、自転車に関するマナーが悪い、と指摘しています。

板橋区内で最近非常に騒がれております放置自転車については、平成15年の東京都調査において、成増駅前に1,575台放置されていたとされており、これは東京都内のワースト10に入ります。板橋区全体でも約1万台あります。(1位は、池袋・大塚地域)

これらの自転車は、駅から1km未満の乗り入れが50%を占めており(区土木部調査) 駅に近い方は出来るだけ、運動のためにも歩いて駅に向かう啓発運動と、取締強化、駐輪場の増設の両面から対策を講ずることが急務と言えます。

区営駐輪場については、現在有料駐輪場が47箇所、17,000台分、無料駐輪場が9箇所、2,094台あり、約19,000台の収容がありますが、まだまだ不足と言えます。

平成15年度の区内での交通事故発生件数は2,729件ですが、このうち自転車関連事故は1,080(約40%)となっており、年々増加する傾向にあります。これらの多くが、高齢者や親子、通学生等の交差点での一時停止無視、信号無視によるものです。

板橋区では、自転車の安全な利用を目的として、平成15年4月に全国で初めて「自転車安全利用条例」を制定しました。また、全国的な動向として、国家公安委員会と警察庁では、平成16年3月に、自転車の「信号無視・無灯火・二人乗り・一時停止無視」等、指導・警告に従わない悪質危険な自転車利用者には、検挙措置を推進すると発表しており、自転車利用におけるマナーの啓発とルールの徹底が叫ばれています。

<目指すべき取り組み>

放置自転車の減少に向けた対策

- 駐輪場の整備。
- 監視員の増員強化と迅速な取締り。
- もっと歩こう運動の推進(区民の意識啓発)。
- レンタル自転車(乗り捨て方式)導入の検討。



成増駅前の放置自転車

自転車利用のルール徹底とマナーの啓発運動

- 「自転車安全利用条例」の徹底した周知。
- 講習会の実施など子どもだけでなく、親や高齢者に対しての交通マナー教育。
- 自転車を安全に利用するための、「点検・整備」と自転車保険（TSマーク）の加入推進。
- 自転車利用のルール違反に対する罰則の強化

2．道路環境 ～澄んだ空気を我々のまちに！～

<現状と課題>

区民へのアンケートでは、区内幹線道路渋滞に不満の方が38.4%もいます。また、6月3日に都生活文化局が発表した『ディーゼル車規制による効果』では、「1年前と比較して改善した」と答えた人が58.6%だったという事が言われていますが、大和町の交差点の大気汚染度は日本ワースト1で、基準値の1.5倍あります。

大和町交差点はご存知のように上段が首都高速道路・真ん中は環状7号線・下は中山道と、3重構造で、周囲は自動車の排気ガスが滞留しやすくなっています。この対策として現在、土壌による浄化実験を行っており、汚染空気にオゾンを加えて土壌の微生物により、きれいな空気を大気に放出する装置が稼働しています。

<目指すべき取り組み>

渋滞の緩和

- 道路交通網の明確化。
- ETC（ノンストップ自動車料金支払いシステム）の拡大化や時間帯による料金割引（特に夜間）などによる高速道路の通行促進による一般道路の交通量と夜間騒音の減少化。

<国土交通省で2005年に導入予定>



大和町交差点

大気汚染の改善

- 大和町交差点における大気汚染浄化実験の早期実用化と継続調査。
- ノーカーダー等による交通量規制方策の適用
- 排気ガスを吸着する塗料等、大気汚染を改善する手法の積極的採用。
- 環境にやさしい乗り方（アイドリングストップ）の意識啓発の推進。

3．区内道路整備 ～もっと安心して歩きたい！～

<現状と課題>

区民へのアンケートでは、道路に不備を感じている人が33%おり、特に道路の狭い生活整備地域などでは、交通アクセス面・防災面が悪く、道路の整備が急務であると言えます。

電柱の地中化は最近新聞で発表されていますが、環状7・8号線は、2008年に一挙完成する予定ですが、区内で他にも必要な場所があると考えられます。

また、バリアフリー対策としては、区役所本庁の正面玄関は点字ブロックが敷設され、建物の段差解消がなされるなど良い例と言えますが、理想としては、歩道・道路・建物・交通機関等が総合的に機能するバリアフリーの環境づくりを区全体として計画、実行する必要があります。

このように道路の整備に関しては、利用する人は便利になる一方で、自然がなくなったり、空気の汚染や渋滞の問題があったり、また交通量が増えることによって子どもなどの歩行者への危険が増したり、マイナスの面が出てくることも否めません。道路整備に際しては、整備の必要性とともに、環境や安全面などに関して十分地域住民と行政、警察などが協議、検討していくことが必要です。

< 目指すべき取り組み >

区道整備の促進

- 生活道路整備地域（地先道路幅員 4m 以下）の拡幅推進。
- 交通安全対策として、人・自転車・自動車の通行分離対策（例：自転車専用道路の整備）等。
- 区道整備における、住民に対する計画段階からの道路整備内容の周知や意見の収集、住民同士による話し合いの場を設定する、などパブリックインボルブメント方式の導入。
- 電柱・電線の地中化促進。
- 快適な道路整備のための舗装材料等の改良
- 条例などによる歩道上の障害物の取締り強化
- 歩道用地提供の地権者に対する課税金免除の導入
< 東京都は導入決定 >

幹線道路の整備（国・都に対する早期実現の働きかけ）

- 都道 26 号線大山駅付近の拡幅と踏み切りの解消。
- 中央分離帯や歩道の緑化。



都道 26 号線

バリアフリー総合計画の促進

- 利用者の声を聞きながらのバリアフリー推進。
- 視覚障害者誘導用ブロックの整備。
- 道路幅員にあわせた、歩行者（特に高齢者）の安全のための歩行者青信号の時間延長。
- 歩道の段差解消と傾斜の改善。
- 駅・公共施設でのバリアフリー化（エレベーター・エスカレーター等）。
- 区内バリアフリーマップの作成（他分野との共同作業）

4 . 公共交通 ～地域に密着した交通手段を！～

< 現状と課題 >

区内の都営三田線、東京メトロ有楽町線にはないのですが、東武東上線には踏切が 37 ヶ所あり、JR 埼京線には踏み切りが 1 ヶ所あります。東武東上線の区内路線距離は 10km あるので 270m に一ヶ所は踏切がある計算になります。踏み切りは車両の渋滞や、生活道路の分断、などの理由から解消していくべきであると考えます。都の 6 月 10 日の発表では、2025 年度までに都内の 390 箇所の踏み切りを、地元区市町や鉄道事業者と一体となって解消する目標が発表され、板橋区内の『上板橋駅～常盤台駅間』と『大山駅付近』の踏み切りが含まれています。

また、板橋区は、都心への交通の便は比較的よいのですが、区内の移動手段の悪い地域があります。区民アンケートでは障害者の方の 70%、高齢者の 62%が移動手段の支援を要望しており、地域に密着した交通手段が望まれます。

千代田区では、高齢者や障害者をはじめ、誰でも利用できる区内の交通手段として「風ぐるま」というコミュニティ福祉バス(マイクロ車)が平成 9 年より運行しており、多くの区民に利用されています。

《参考》「風ぐるま」の運行概要

- ・ 民間会社に運行を委託
- ・ 年間利用者約 7 万人(千代田区人口の約 1.7 倍)
- ・ 3 コース、停留所約 80 ヶ所
- ・ 運行時間 9:00~17:00、運行間隔 1 時間に 1 本、7 台にて運行
- ・ 料金 100 円
- ・ 区の年間予算として 6,000 万~7,000 万を福祉予算に計上

< 目指すべき取り組み >

踏み切りゼロ運動

- 東武東上線立体交差化の早期実現(練馬区、和光市等の近隣自治体との連携推進運動)。
- 生活道路の確保と低学年小学生の安全な通学通路の確保(希望校選択制による通学範囲拡大に対応)。

地域内の交通移動手段の確保

- 交通不便地域(道路拡幅 3~4 m の地域)の解消。
- コミュニティバス(福祉小型バス・¥100)の導入検討。
- STS(外出困難な障害者、高齢者のための交通手段)、LRT(低床型路面電車)等の導入の検討。

《参考》コミュニティバス導入に向けての検討事項

路線停留所検討項目(地図上に情報を記入、マップ化し、地域別乗車効率を測定する)

- ・ 生活道路整備地域(交通不便地域)・・・p2-48 参照
- ・ 福祉関係登録者数(介護保険被保険者、介護保険認定者、福祉タクシー券支給者、老人医療証交付者、障害者手帳交付者等)
- ・ 行政、公的機関(出張所、集会所、体育館、図書館、ふれあい館、福祉施設、郵便局、銀行等)
- ・ 公共交通の駅(鉄道:東上線、三田線 バス:現路線、停留所)

予算 = 総費用 - 乗車料金

財源 = 福祉タクシー券(2.6 億)と、福祉並び無料送迎車両費用等を見直す

運行 = 民間輸送会社に委託(現行バス会社、他会社より計画書入手し、検討する)

まとめ・・・

これまでにあげた取り組みを行っていくには、以下のような基本的な考え方に基づいて、「計画」、「実施」、「評価」、「改善」しながら推進すべきと提案します。

1. 地域ニーズに応えた事業の展開

道路や交通の問題は地域全体、区民全員に関連する問題なので、事業を行う上では、何よりも地域のニーズに応えていることが必要です。区民意識調査によると、「道路の安全」、「公共交通」に対する満足度は、区全体では高くなっていますが、地域間の格差があります。(下表参照)

このため、費用と効果を考慮した上で、満足度の低い地域への事業予算の優先配分や時系列に地域別の区民意識意向調査を行い、情報を提供するなどの取り組みが考えられます。

また、各道路整備事業に対し、地域ごとに区、住民代表、町会自治会、関連事業者、NPO等が集まり、事業の計画、進行フォロー、評価等を行うなどの取り組みも必要です。

板橋区民意識意向調査(平成16年3月) <道路・交通関連項目の抜粋>

地域	項目	生活の満足度			将来像に対する意識			有効回答者数
		自転車マナー	道路の安全	公共交通	区内幹線道路の渋滞緩和	災害時に備えた避難所の道路整備	道路・鉄道・バス路線の整備	
板橋地域					38.5%(3位)	44.0%(1位)	20.5%(5位)	n=273
常盤台地域					41.3%(2位)	43.9%(2位)	32.8%(3位)	n=189
志村地域			×	×	45.3%(1位)	40.3%(3位)	33.7%(1位)	n=258
赤塚地域		×			35.6%(5位)	33.0%(5位)	33.0%(2位)	n=264
高島平地域					37.8%(4位)	35.5%(4位)	32.4%(4位)	n=262
区全体の満足度	満足	8.3%	32.0%	65.6%	区全体38.4%(環境項目第1位)	区全体37.8%(まちづくり項目第3位)	区全体29.7%(まちづくり項目第4位)	区全体n=1,298
	平均スコア	0.86	0.05%	0.69%				
	地域表示	地域内での満足度の高い順(1位)、(2位)、(3位)、(4位)、×(5位)						

2. 近隣自治体や警察など多様な公共機関との連携推進

国道や都道、踏切などの広域事業は板橋区だけでは整備することが不可能な場合が多く、これらを推進するためには、近隣自治体と連携し、都や国に積極的に働きかけていくことが必要となります。また、交通安全に関する問題を始め、道路交通の取り組みには、警察との協議が必要になる場合が多く、日頃からの情報交換や連携が必要です。

3. 「ユニバーサルデザイン」による、“快適で安全なまちづくり”

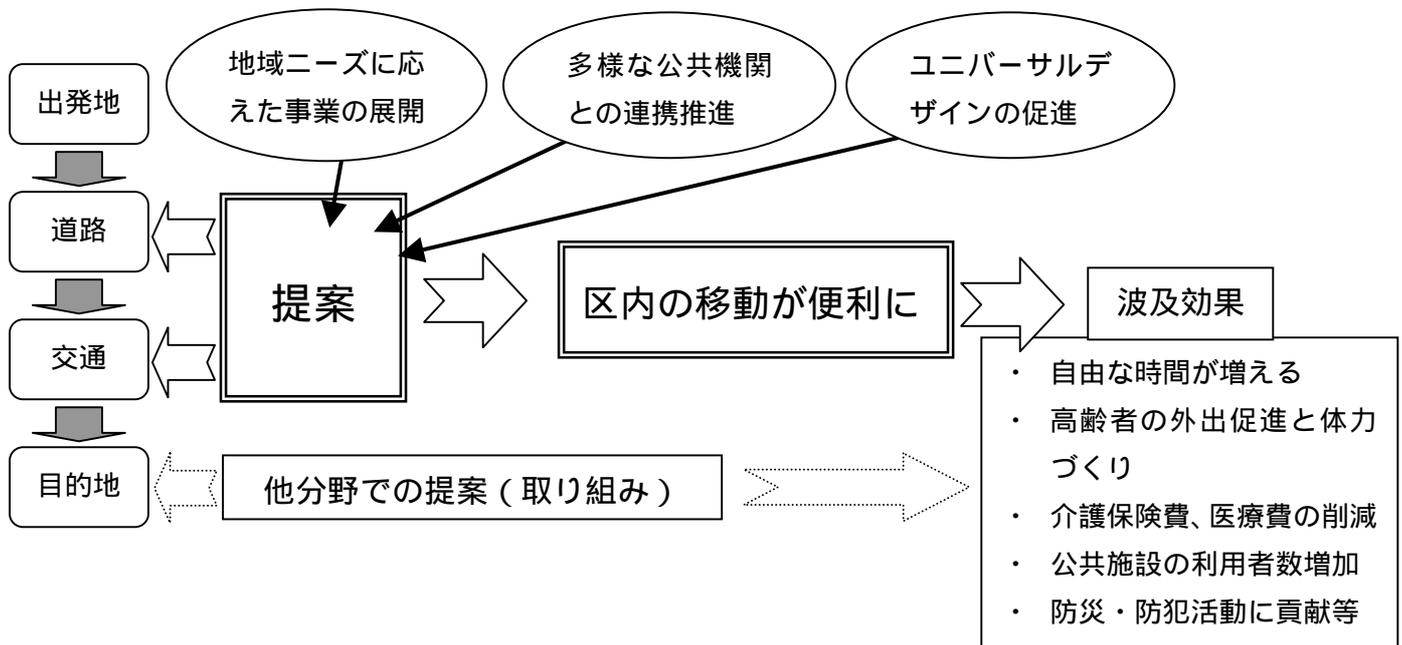
今回の取り組みの中でも「バリアフリー」などについて提案していますが、ユニバーサルデザインは、今後は益々拡大する高齢化社会に向けて、常に考えていかなければならない重要な課題です。移動手段や道路だけでなく、「製品」、「建物」、「空間」など多くの分野(高齢者福祉、障害者福祉、健康・医療、コミュニティ、自然環境、住環境・景観、防災等)との連携が必要になります。

4. 道路交通整備による大きな波及効果の期待

下図は様々な目的地まで、移動しやすいしくみを提案しています。これは道路交通の整備単体だけでなく、その後の波及効果もかなり大きいと考えられます。

移動時間の短縮によって自由な時間が増える、移動しやすくなることで将来健康に不安を持つ高齢者や介護予備群の高齢者の外出が促進され、高齢者の体力づくりの施策（体力づくりのためのメニューの充実や指導者の育成、低料金化等）とあわせることによって介護保険費、医療費の削減も期待されるなど、いろいろ考えられます。

他の分野でもこの様な波及効果を踏まえた上で事業展開を進め、更なる効果をあげていく必要があります。



自然環境

将来像

自然環境分野の将来像は、『おいしい空気・美しい水辺・元気なみどり』としました。

環境問題は、地球温暖化、都市のヒートアイランド現象から日常のゴミ問題までかなり広い分野ですが、ここでは、その中でも非常に重要でありながらあまり着目されないことを対象としています。

はじめに

昔あった豊かな生活について振り返ると、板橋は豊富な水の流れがあり、ところどころに板の橋があったとされ、その多さから板橋という名前がついたと言われています。

また、道の端には水の流れる溝があり、周辺の住民がみんなの手入れをすることによって、地域の連帯感は育まれていました。

板橋区のシンボルでもある石神井川の変化を写真で見ると、左の写真が、昭和 27 年頃の下頭橋下流付近の写真であり、真ん中は昭和 32 年頃の栗原堰付近の写真、右が現在の石神井川です。

現在の写真と子どもが遊べた昔の豊かな石神井川の写真を比べると、様々な想いが浮かんできます。



課題

「豊かな自然環境のある生活」を過ごすためのキーワードは、

- ・ 「空気をきれいにする」
- ・ 「水辺の再生に力を入れる」
- ・ 「みどりを守りふやす」

といったことが基本であると考えられます。

提言（取り組み）

行政としての『空気・水辺・緑』に対する現在の取り組みと、私たちの班としての今後の取り組みの具体的な提案をまとめました。その提案の考え方の柱となるのが「水と緑の回廊を作る」ことです。

- 1 空気

空気をきれいにするために板橋区では低公害車の普及と大和町交差点局地汚染対策に取り組んでいます。



幹線道路・高速道路が交差する交差点。空気汚染が心配です。（仲宿）

しかし、空気汚染はますます深刻になっているのが現状です。

これからの取り組みとして、交通量を減らす事が必要であり、また幹線道路と鉄道の地下化を推進します。

そのためには、自家用車に乗らない、持たない事が重要であり、各自が今の車依存の生活スタイルを転換すると言う、強い意識を持つことが大事になります。また、乗り捨て方式の『サイクルステーション』を作り、『30分以内は自転車、15分以内は歩く』と決めた板橋区30分・15分ルールを推進します。

- 2 水

区では、きれいな水辺を造るために現在、池の浄化と雨水浸透柵の設置指導をしています。私たちは現在の暗渠を開渠（水路）にし、湧水の復活や、道路の雨水を地下に浸透させるなど、『水と緑の回廊を作る』1つの柱として水廻りをつなぐことを提案します。

これらの活動の宣言として、板橋から『水の日』を定めることも考えられます。

- 3 みどり

現在は生垣助成・保存樹木の制度があります。

緑は元気の源であり、板橋の元気を回復するために、中央分離帯のグリーンベルト化、街路樹の増加によって、幹線道路の緑化に取り組みます。また、各地の緑道を延ばし、区内の緑地をつくり、つなげることなどが考えられます。

- 4 環境管理のしくみづくり

以上のような自然環境への取り組みを現実のものとするためには、ボランティア等の協力による環境管理の仕組みづくり（＝地域の連帯）と絆づくりが必要で、「自然ボランティア養成講座」「公園里親制度の活用」や、「ピオトープ等、自然を残す開発の仕組みづくり」などの取り組みが早急に必要です。

いずれの取り組みにおいても、『行政・地域住民・NPO』との協働が前提となっています。



水辺の木々がもつ自然浄化作用は十分機能しているでしょうか（見次公園）



暗渠化してつくられた緑道。かつては水を手でふれられる場所でした。（出井川）



暮らしに潤いを与える「みどり」。根がむき出しになった大木が訴えるものは・・・。

コミュニティ

将来像

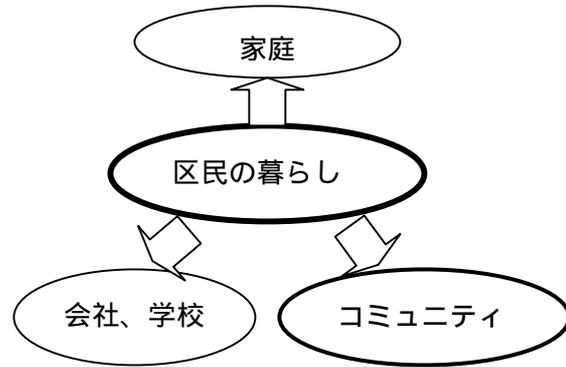
私たちが取り組む「コミュニティ」の分野における将来像は、

『社会の変化に応じた多様なコミュニティの連携と強化』

としました。

「コミュニティ」という言葉には色々な意味があり、人によって捉え方は様々です。その中で私たちは「地域を構成する様々な組織」と定義しました。区民一人一人に直結する横断的テーマであり、他の分野の提案においても、「コミュニティ」に関するテーマが必ず含まれます。

そして、これからの少子高齢化社会の変化の中で、コミュニティは学校・職場、家庭に続く第三の場として、非常に重要になると考えます。



「コミュニティ」の現状における課題

コミュニティの構成要素の一つである町会や市民組織の現状に対して、区民は課題を強く意識しており、その点について以下のように整理しました。

<町会の問題点>

地域には町会というものがたくさん存在し（H16年時点 222会）、いざという時（地震、火事等の災害）には必ず必要とされる互助組織であると考えますが、その町会について4つの問題点を考えました。

- ・役員や活動内容が固定化され、組織が硬直化してしまっている町会があること
- ・行政が町会・自治会の実情を把握できていないことがあると感じられること
- ・組織の位置づけが不明な町会があると感じられること
- ・町会の大小に係らず、同じ事務業務が求められ、全てに対応しきれない小さい町会があること

<市民組織の問題点>

NPOやボランティア等の市民組織においても以下のような問題があります。

- ・お金の流れが不明である市民組織が一部あること
- ・活動内容がよくわからない市民組織が一部あること
- ・人に依存した体質や財源などによる組織の継続性に課題を抱える市民組織が一部あること

NPOについては、最近ではいろいろと不祥事が新聞で言われているように、全てがよい団体である、ということも言えなくなってきましたが、区民の多様なニーズを支えていくには必ず必要な組織であると考えます。

<組織同士の連携の問題>

また、このような地域で活動している組織が個々にバラバラで動いており、横の連携の場がないことも今のコミュニティ組織の課題ではないかと考えます。

これまでの行政の取り組み

「いたばし2005計画」の中では、コミュニティについて、「こころ豊かなふれあいのあるまちづくり」で掲げられています。

ここでは3つのポイントが掲げられています。

- ・コミュニティ活動の活性化を支援するために総合行政情報システムを確立すること
- ・コミュニティ施設の体系的整備、すなわち支所や出張所等、色々な施設の整備をすること
- ・自主的まちづくり活動への支援、具体的にはコミュニティを総合的に推進していくために町会、自治会をはじめ、各種団体を含めた推進組織をモデル的に設置し、コミュニティの活性化を検討すること

実際にこれまで区でも様々な支援を行っていますが、それに対して区民は、実はこういう活動をほとんど知らない、というのが現状となっています。

また、社会の変化に応じた柔軟な取り組みや、「コミュニティ」に関する情報公開の姿勢が欠けており、いわゆる「ハコモノ行政」に対しても反省すべき点があるように思われます。

新しい取り組みの必要

少子高齢化、核家族化、共稼ぎの拡大など、社会は大きく変化しています。その中で区民は、地域づくりに対して非常に大きな期待を持っています。新しい取り組みとして、今やるべきことは大きく以下の3点あると考えられます。

(1) 町会・自治会の総点検

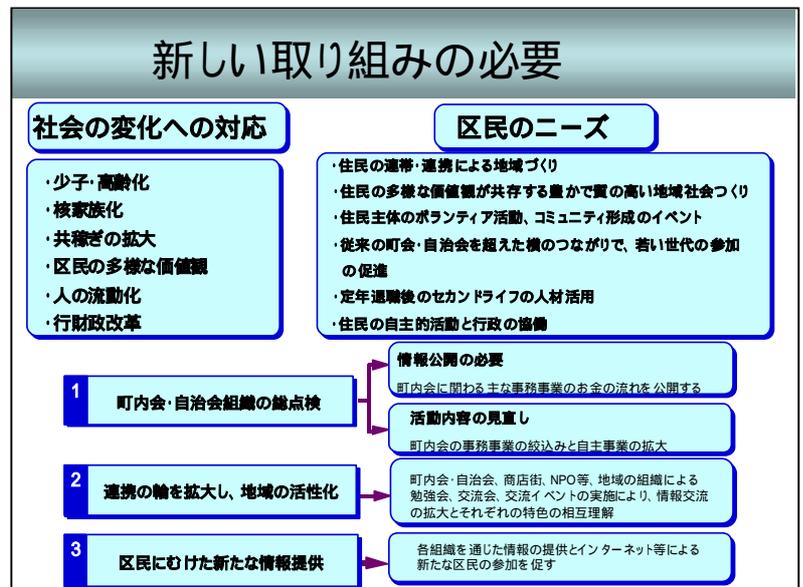
人事や行事、そしてお金の流れ等、情報が不透明な点が多々あります。そのような項目を積極的に情報公開し、その内容をチェックする必要があります。

(2) 連携の輪を拡大し、地域を活性化させていくこと

勉強会、交流会、イベント等を開催し、情報交流や相互理解の中から連携の輪を拡大させていく必要があります。

(3) 区民にむけた新たな情報提供

情報誌やインターネットを活用して各組織が活動に関する様々な情報提供を行うことで、新たな区民の参加を促し、新しい風を吹き込む必要があります。



基本構想に盛り込む提案

私たちは「コミュニティ」の分野における基本構想として以下を提案します。

(1) 区民の生活や活動を支える基盤(担い手)としての位置づけ

町会・自治会や市民組織を、区民の生活や様々な活動を支える基盤(担い手)として位置づけます。

(2) 区民参画の環境づくり

区民が様々な場や組織の活動に参画できるような環境づくりを行います。そのために、以下の2点を推進します。

1) 組織の情報公開、区民への情報提供

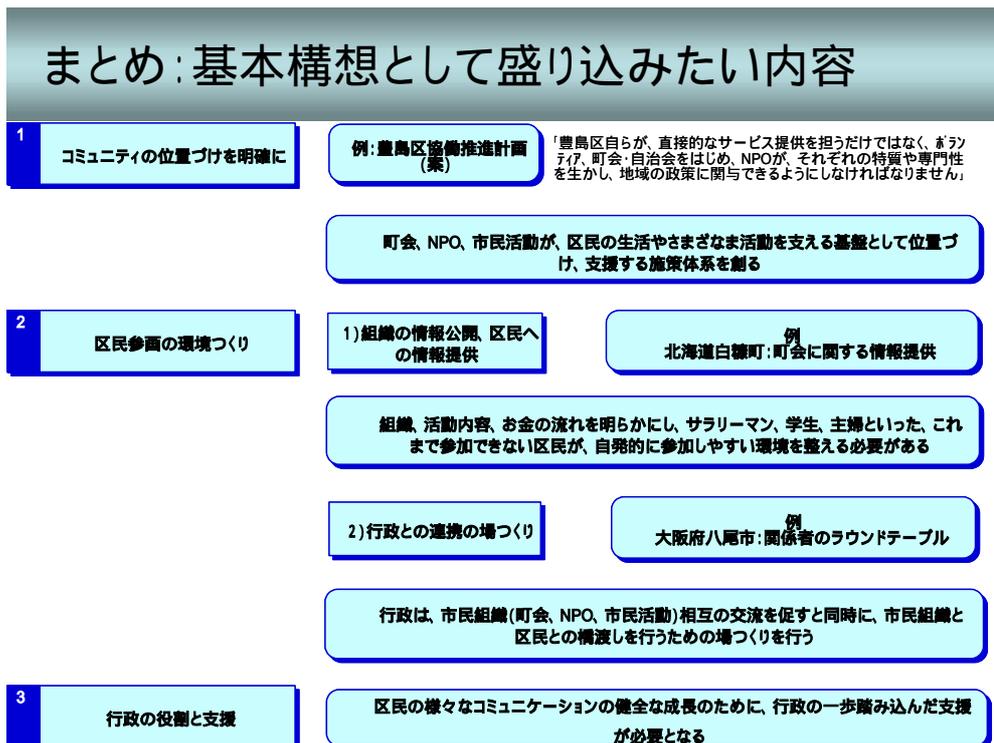
町会・自治会や市民組織の 組織に関する項目(団体名、活動内容、役員の出選方法等)や、お金に関する項目(補助金、町会連合会への分担金の使用等)の情報公開に関する条例を設け、各項目を総点検できる環境づくりを行います。併せてオンブズマン制度も検討することで、公平性を担保する第三者機関(NPO)の確立を目指します。そして、これらを区民に情報提供することで、組織への理解、新たな参加を促します(参考事例:北海道白糠町の町会の情報公開、横須賀市市民協働推進条例)。

2) 行政との連携の場づくり

行政と区民を繋ぐしくみづくりを行います。具体的には、地域の出張所や学校、図書館、児童館等を拠点として、地域の課題の検討・解決やニーズ把握等について、様々な立場の人が集い話し合えるような場を設けます。(参考事例:大阪府八尾市のまちづくりラウンドテーブル)。

(3) 行政の役割と支援

行政は、市民組織と区民の「橋渡し」となるような支援を行います。具体的には、上記のような『情報公開・提供』、『参加』、そして『合意形成』に関する制度・ルールをつくり、そして町会・自治会や市民組織の活動を支援する施策体系をつくりまます。



行財政の刷新

将来像

私たちは、将来像を

『未来ある板橋のための行政・財政のしくみづくり』

とし、

「この街に生まれてきてよかった、住んでよかったふるさつをつくろう」

というサブタイトルをつけました。

現状と課題

ここではこれからの行財政に関する現状や課題についてまとめます。しかしながら、行財政の分野において、区民が現状をすべて把握することは難しく、区民の感覚（意見）として、まとめている部分もあります。

多様化する区民ニーズ

近年、多様化する区民ニーズに対して、行政がどのように対処するかが課題となっています。区でも、たとえば窓口業務において、戸籍住民課などの窓口時間の延長や、住民票交付委託窓口制度の実施、職員の窓口対応マニュアルの作成や研修の充実を図るなどの取り組みを行っています。しかし、区民の感覚としては、まだまだ区政とのギャップを感じる場合があり、このようなギャップをできるだけ少なくしていく必要があります。

今後できるだけ、区民ニーズにあった体制や制度が整備されることが望ましいと考えられますが、同時に無駄になることも考えられ（たとえば、窓口を時間延長しても利用者が少ないなど）、どのようにニーズに対応していくか、試行錯誤を行いながら、最もよい形を見つけることが必要です。

税金を預かる行政としての責任

区は、区民からの税金をもとに、区民のための施策や事業を行っています。そのため、区には、税金を無駄にしない義務と責任があると言えます。しかし、区民の感覚から見ると、事業や施設など様々な重複が見られるものがあったり、無駄だと思われるものもあります。これらの区民の感覚に対して、行政として確認を行い、区民に説明する責任があると考えます。

財政事情の悪化

区の財政は、単年度の収支が均衡せず、基金の取り崩しで対応し、経常収支比率は90.2%（平成14年度決算）となるなど、財政が硬直化しています。今後の財政状況を考えた場合、国庫支出金の減、不景気による特別区税の減収など、厳しい状況が続くと予想されます。また、少子高齢化が進むことにより、現状のままでは福祉費や介護保険費などが増加し、財政がひっ迫していきます。

このような状況が続けば、区民ニーズに的確に対応した事業や施策を行うことが難しくなり、借金だけが増え、今後、区民税の増大や行政サービスの低下につながります。そのためにも、財政の健全化をさらに進める必要があります。

区民参画の流れ

区民は、健全な区政がなされるようにする責任と権利を有していますが、これまで、とかく行政に無関心であり、区政を行政に任せきりにしてきた部分が多かったと言えます。

近年では、「区民参画」や「協働」といった言葉がたくさん聞かれ、板橋区でもワークショップや懇談会など区民の意見を直接聞き、施策・事業に反映させる取り組みが数多く行われるようになっていきました。しかし、まだまだ、区政に対して無関心の区民が多くいると考えられ、また、実際のワークショップやアンケートなどで募った区民意見が十分に区政に反映されていないと感じられる場合もあります。

今後、区民ニーズにあった区政を行うためにも、できる限り区民の意見を区政に反映していくことができるよう、区民参画の仕組みを改善していくことが求められています。

また、区民参画を推進するにあたっては、積極的に情報の公開を進め、区としての説明責任を果たしていく必要があります。区では、毎週『広報いたばし』を出しており(全国でも数少ない事例)、情報提供に対する努力が感じられますが、今後はさらに読みやすく、親しみやすくし、区民の区政参画への意識を高め、区民を指導し、協力を得られるようにすることも必要です。

今後の行財政の刷新に向けての取り組み

現状と課題を踏まえ、次の3つの方針に基づいて、今後行うべき取り組みについて提案します。

- 1) 無駄を見つけて減らし、効果的・効率的な区政を行います
- 2) 財政の健全化を進め、将来の負担を少しでも減らします
- 3) 「区民のための区政」を進めます

1) 無駄を見つけて減らし、効果的・効率的な区政を行います

事業・業務の精査、行政評価の実施

現在行っている事業について、まず、その費用や効果などについて点検を行うことが必要です。また、現在ある施設についても利用頻度などを再度確認します。その上で、有効性が認められるものは継続を、認められないものについては、より有効性をあげるために改善していくことが求められます。また、場合によっては、事業の廃止や施設の統廃合が必要になります。

窓口サービスなどについても、費用と効果のバランスをにらみつつ、より使い勝手のいいものとする試行と改善を積極的に行うことを提案します。

今後行う事業においても、同様に費用や効果について精査を行い、事業の選択と集中を行っていく必要があります。特に財政的に苦しい事情も考慮すると、ハード面の整備を推進する「ハコモノ行政」から脱却し、その活用や利用を促進させるソフト面の充実に力を入れるべきだと考えます。これらの事業を行った後には、事前に予測された費用や効果と比較する事務事業評価や行政評価も実施し、常によりよい事業に改善、実施していくことが重要です。

組織改革

このように無駄を無くし、効果的に事業を行っていくには、迅速な意思決定と柔軟な対応が求められます。そのためには、組織の統合・廃止はもとより、縦割り行政からの脱却を目指し、財政・予算管理・執行・人事管理などを連動させて進める必要があります。一例として、各部門間の連携が取れる事業部制

による包括予算制度の導入などが考えられます。

実際の事業を行っていく上では、個々の職員の力量が問われ、職員のより一層の能力開発と能力に基づいた人材の適正配置など、体制を整えていく必要があります。

新たな経営システムの導入

行財政の刷新を図るため、行政に新しい経営システムを導入することを提案します。

2) 財政の健全化を進め、将来の負担を少しでも減らします

財政の健全化を進めるための方法として、歳入の増加と歳出の抑制が重要です。

【歳入の増加】

滞納の解消

厳しい経済情勢の中で、今後歳入を増やすことは難しいと考えられますが、具体的に進められることとして、区税滞納者への対応があげられます。滞納の解消は、歳入の増加だけでなく、負担の公平性が確保され、区民の不満感の解消にも繋がります。

新しい資金の導入、新しい制度の創設

新しい資金の導入、区独自の年金制度について、大いに議論を進め、具体化を図るべきと考えます。

施設の利用料の再検討

施設などの利用料については、受益者（利用者）負担の妥当性を検証しつつ、大いに利用してもらう方法を考え、公平性が保たれるよう、有料化や値上げなどについて検討することが必要です。

【歳出の抑制】

事業の効率化、人件費の削減、組織の簡素化

適切な歳出を行う前提としては、前述した事業や施策の選択と集中、そして事業の効率化、人件費の削減、組織の簡素化などが前提となります。特に、区民との協働の中で、より少ない経費でよりよい事業を行う方法を探ることが大事です。

補助金のあり方に対する再検討

補助金や助成金については、現行のすべてを再検討し、一部の個人や団体の利益につながっているものがないか、などの精査を行う必要があります。補助金や助成金については、透明性が確保されることが前提です。支給については、呼び水的で、支給後の効果が期待されるものを中心に、期間限定のものとするべきだと考えます。

歳出の抑制にあたっては、区民サービスの低下が社会的弱者などに与える影響に配慮をしつつ、問題が生じないようにする必要があります。

【財政一般について】

柔軟な予算体系

前述の基本的な歳入の増加、歳出の抑制にあわせて、柔軟な予算体系の検討も必要であると考えます。単年度会計から複数年度予算への転換や柔軟な予算執行を可能とする歳出項目の裁量権などの導入を提案します。その際、予算執行の責任を明確にし、当然、情報を公開すべきです。

3) 「区民のための区政」を進めます

区政を担う、区長、区職員、議会は、今一度「区民のための区政」という原点に立ち戻る必要があります。そして、区民もその責任を果たして行政とともに区政に参加していく必要があります。区民として区政に関心を持ち、区政がどうあってほしいのか、その意見を発表、提言し、より積極的に参加をしていくことが求められます。

多様な方法による区民参画の推進

区は、区民ニーズをできる限り正確に把握し、ニーズにあった事業や施策を行うことが求められています。そのため、ワークショップやアンケート、パブリックコメントの実施など多様な方法を採用し、そこで得られる区民からの意見を十分に反映していく、区民参画の推進が必要です。

説明責任の徹底・情報公開

区民参画を進めていく上で、行政に求められるのは、区民に情報を公開し共有すること、そして区民に対して行政としての考え方を説明していくことです。また、より多くの区民が、区政に関心をもてるよう、情報提供やその仕組みづくりが必要です。